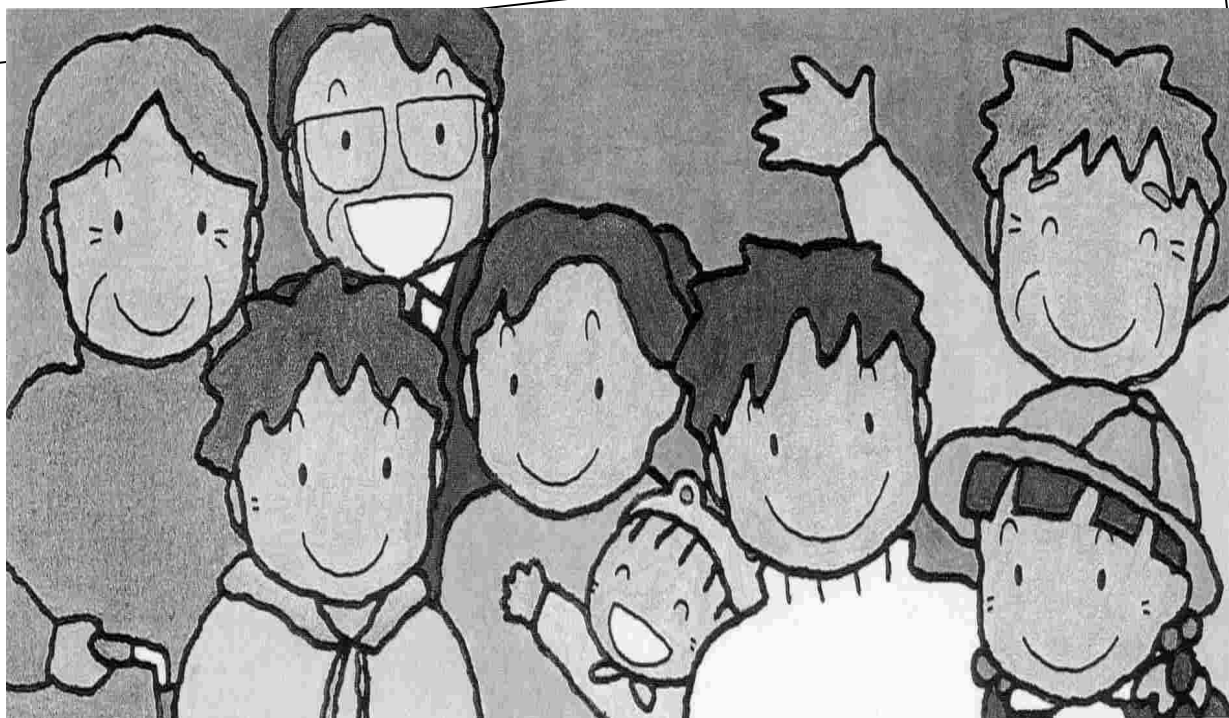


次世代育成支援行動計画 後期計画



平成22年3月

幸 手 市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1

第2章 子育てを取り巻く現状

1 人口及び世帯の動向	3
2 出生の状況	6
3 婚姻の状況	7
4 就労の状況（女性）	9
5 保育サービスの状況	12
6 学校教育の状況	13
7 母子保健の状況	15
8 子育て家庭の状況（ニーズ調査結果より）	19

第3章 計画策定の基本的な考え方

1 計画の基本理念	29
2 基本的視点	30
3 基本目標	32
4 次世代育成支援行動計画 後期計画 施策体系図	33

第4章 施策の目標と方向性

基本目標1 子育てをまち全体で支える体制をつくる

1 地域における子育て支援	35
2 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	38

基本目標2 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる

1 子育てを支援する生活環境の整備、子ども等の安全の確保	40
2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	42
3 職業生活と家庭生活との両立の推進	44

基本目標3 子どもを慈しむまちをつくる

1 母親並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	45
--------------------------	----

第5章 個別施策の展開

基本目標1 子育てをまち全体で支える体制をつくる

- 1 地域における子育て支援…………… 47
- 2 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進…………… 52
- 評価指標…………… 55

基本目標2 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる

- 1 子育てを支援する生活環境の整備、子ども等の安全の確保…………… 56
- 2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備…………… 57
- 3 職業生活と家庭生活との両立の推進…………… 60
- 評価指標…………… 61

基本目標3 子どもを慈しむまちをつくる

- 1 母親並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進…………… 62
- 評価指標…………… 64

第6章 主要事業の目標量の設定…………… 65

第7章 計画の推進と点検体制

- 1 計画の推進体制…………… 71
- 2 行政・住民・地域団体・企業等の役割分担…………… 71
- 3 計画全体の評価指標…………… 72

資料編

- 1 幸手市次世代育成支援行動計画策定地域協議会設置要綱…………… 73
- 2 幸手市次世代育成支援行動計画策定地域協議会委員名簿…………… 74

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子化の進行に伴い、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業は、国が定める指針に即して「行動計画」を策定し、10 年間の集中的・計画的な取り組みを推進することとなりました。

本市においても、平成 17 年度に「幸手市次世代育成支援行動計画」を策定し、この計画に基づき、本市における子育てを支援してきました。

このような取り組みが全国で実施されてきましたが、平成 17 年には、初めて総人口が減少に転じるなど、今後一層少子化・高齢化が進行し、本格的な人口減少社会が到来するとの見通しが示されました。このような状況を踏まえ、国では、平成 19 年 12 月の『子どもと家族を応援する日本』重点戦略』や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、平成 20 年 2 月の「新待機児童ゼロ作戦」など、少子化対策の課題や方向性、推進目標等を定めてきました。

「幸手市次世代育成支援行動計画・後期計画」は、これら少子化対策の方向性等を踏まえて前期計画の見直しを行い、子育て支援に関する総合的かつ計画的な施策を推進することを目的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、成長できる環境の整備を図るため、児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの関連する分野を網羅した基本的かつ総合的な計画であり、「第 4 次幸手市総合振興計画」を上位計画とし、子育て支援に関する今後の取組の方向を示すものとして策定しました。

3 計画期間

「次世代育成支援対策推進法」は、平成 17 年度から 10 年間の集中的かつ計画的な取り組みを促進するために制定されものであり、これを受け、前期計画は、平成 17 年度を初年度とし平成 21 年度までの 5 年間で計画期間とする計画として策定されました。本後期計画は、前期計画の見直しを行い、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間で計画期間として策定するものです。

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
前期計画実施期間 (平成17年度～21年度)									
					後期計画実施期間 (平成22年度～26年度)				

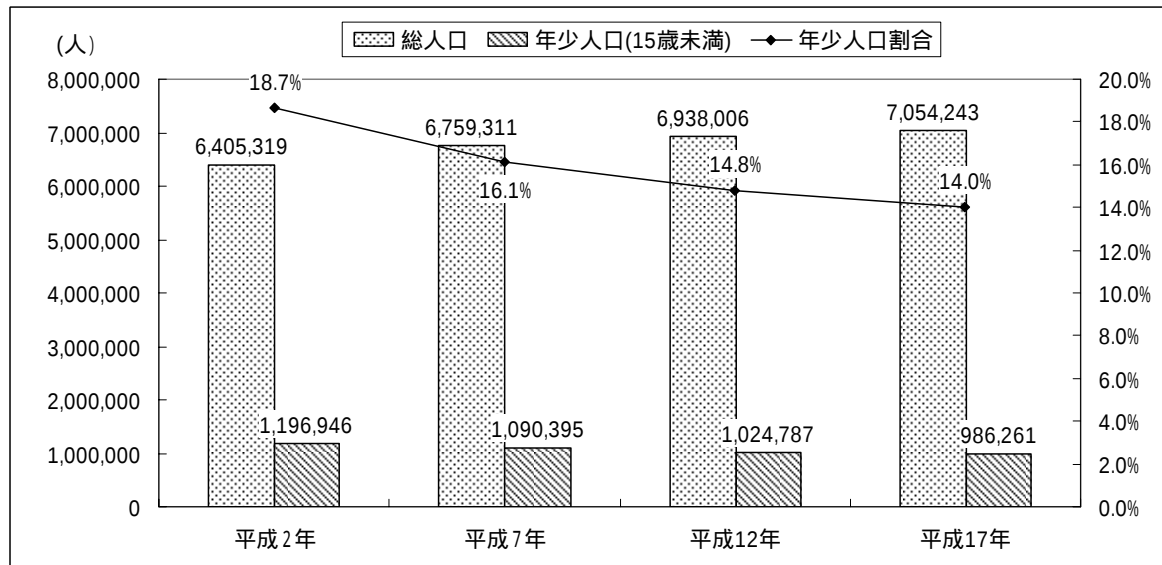
第2章 子育てを取り巻く現状

1 人口及び世帯の動向

(1) 人口の推移

平成2年以降、埼玉県の総人口は年々増加していますが、年少人口(15歳未満)は年々減少しています。年少人口割合は、平成2年の18.7%から平成17年には14.0%まで低下しています。

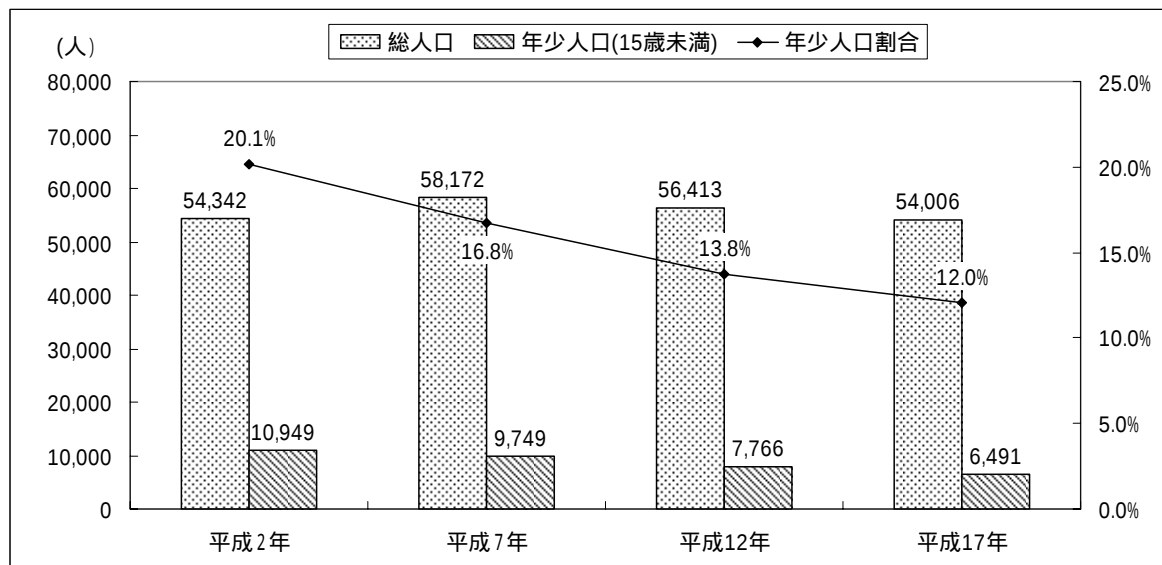
埼玉県の人口動向



資料：国勢調査

一方、当市では、平成2年から平成7年にかけては総人口が増加していますが、平成7年以降は年々減少している。年少人口(15歳未満)は年々減少しています。年少人口割合は、平成2年の20.1%から平成17年には12.0%まで低下しています。

幸手市の人口動向

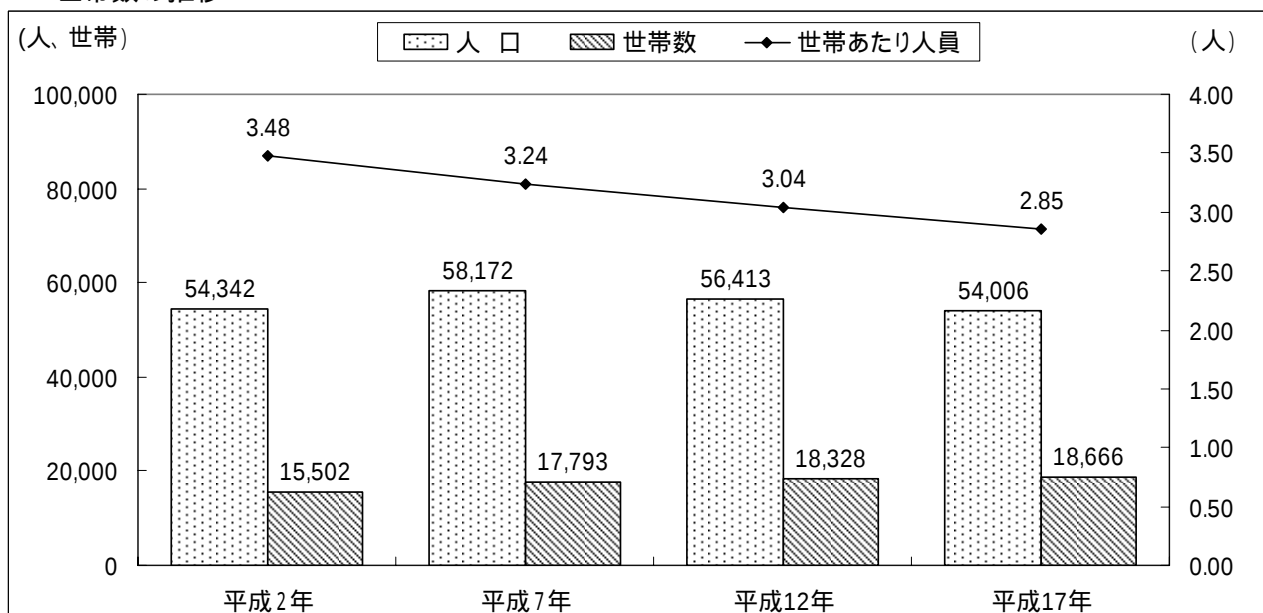


資料：国勢調査

(2) 世帯数の推移

平成2年から平成17年までの推移をみると、世帯数は年々増加しています。平成2年の15,502世帯から、平成17年には18,666世帯まで増加しています。

世帯数の推移

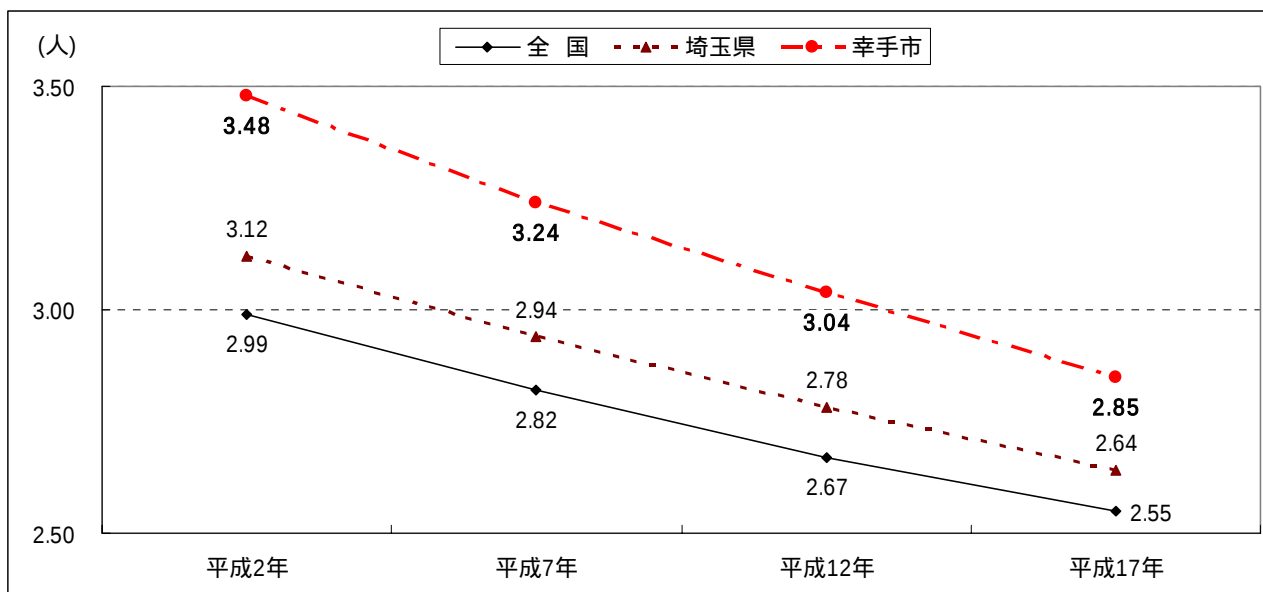


資料：国勢調査

(3) 1世帯あたり人員の推移

平成2年から平成17年までの推移をみると、1世帯あたり人員は国、埼玉県、当市ともに減少傾向にあります。しかし、当市は国や埼玉県よりも人数が上回っており、全国的にも埼玉県内でも世帯人数は比較的多いことがわかります。

1世帯あたり人員の推移

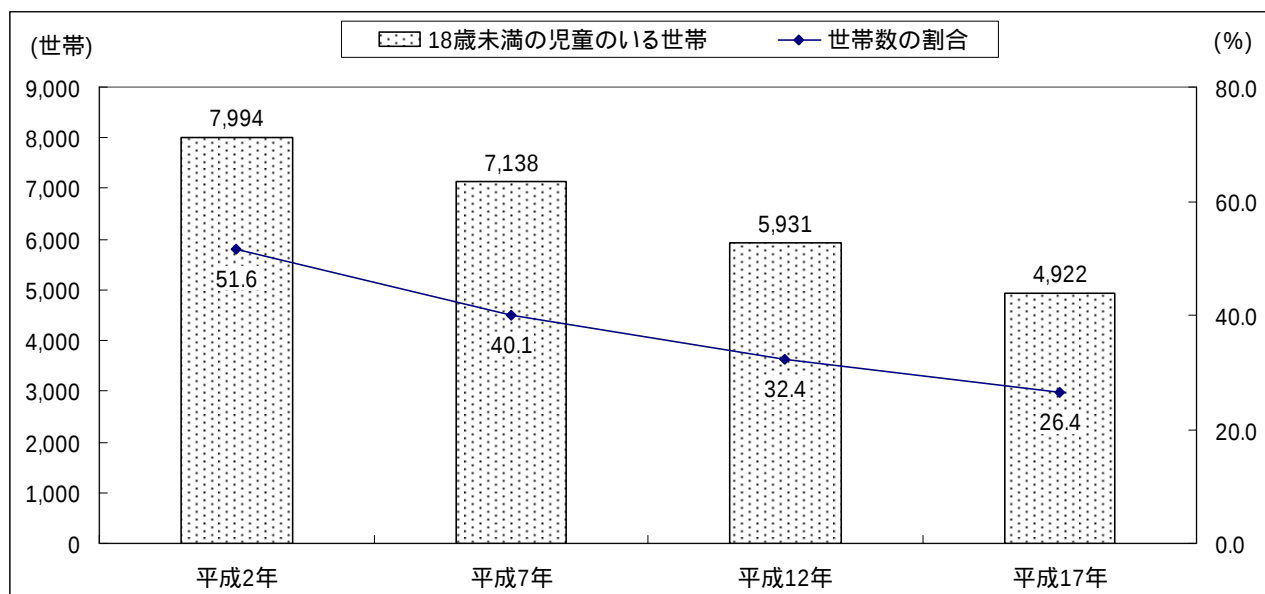


資料：国勢調査

(4) 18歳未満の児童のいる世帯数の推移

平成2年から平成17年までの推移をみると、平成2年には7,994世帯、平成17年には4,922世帯で、平成2年の51.6%から平成17年には26.4%まで低下しています。

18歳未満の児童のいる世帯数の推移



資料：国勢調査

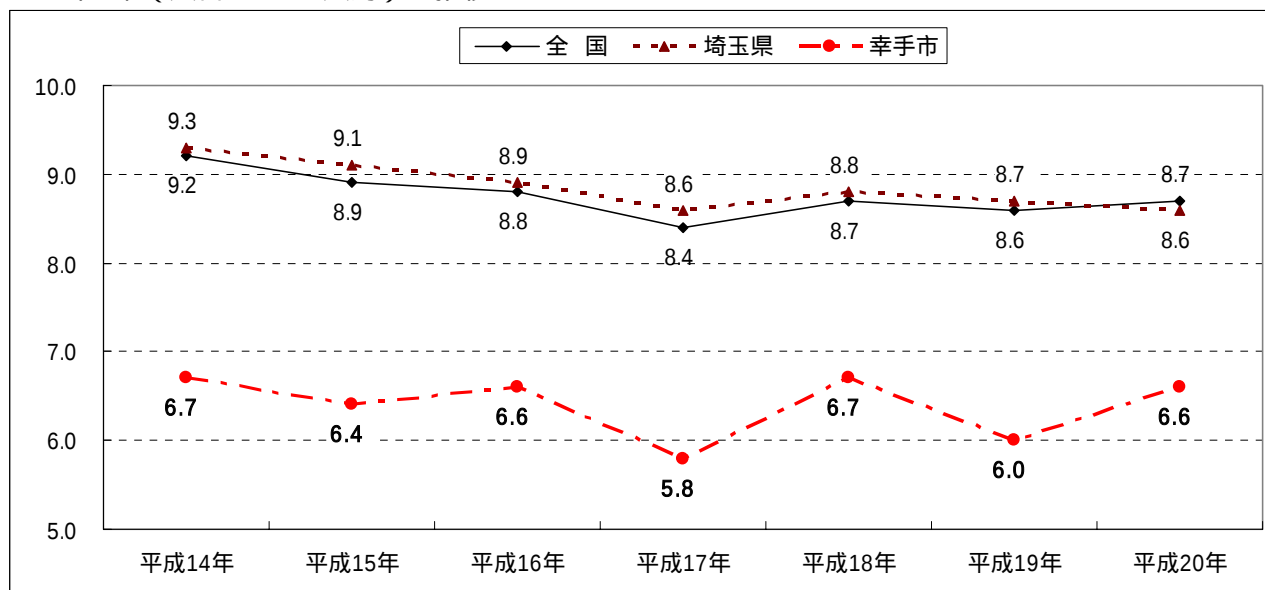


2 出生の状況

(1) 出生率の推移

平成14年から平成20年までの出生率の推移をみると、国、埼玉県、当市ともほぼ横ばいですが、当市は国や埼玉県よりも低いレベルにあることがわかります。平成20年の当市の出生率は（人口1000人対）6.6%で、国より2.1ポイント、埼玉県より2.0ポイント低くなっています。

出生率（人口1000人対）の推移

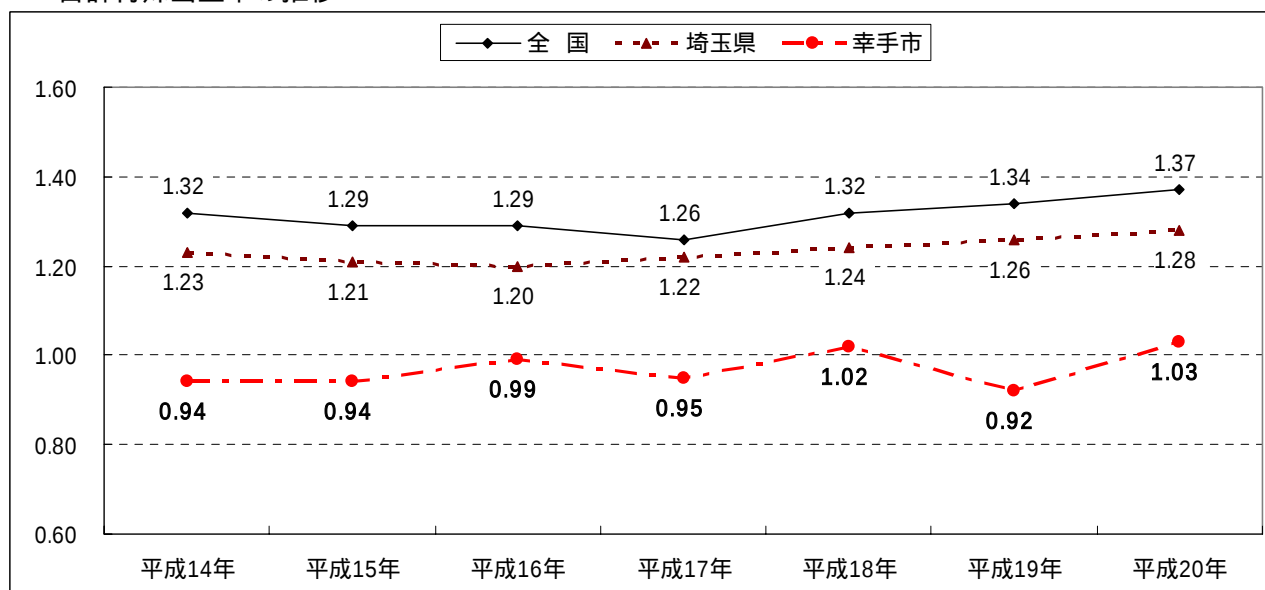


資料：人口動態統計

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、女性が一生の間に産む子の平均数を表しています。平成14年から平成20年までの推移をみると、国、埼玉県、当市とも横ばいに推移しています。

合計特殊出生率の推移



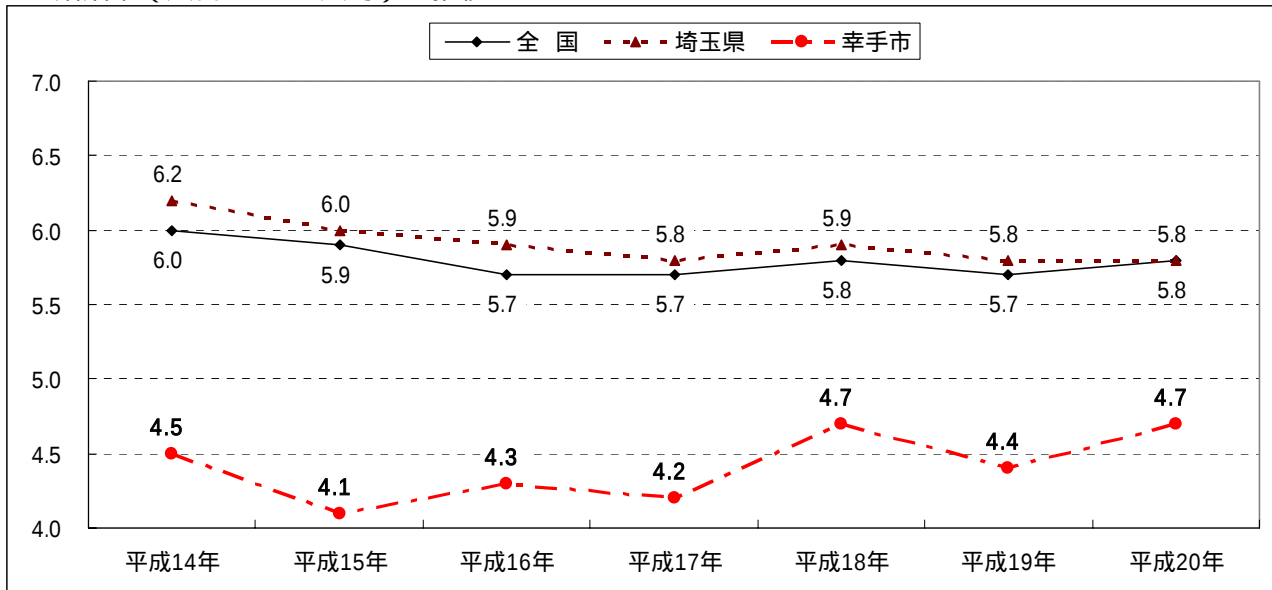
資料：人口動態統計

3 婚姻の状況

(1) 婚姻率の推移

平成14年から平成20年までの国と埼玉県と当市の婚姻率（人口1000人対）を比較すると、当市の婚姻率は国、埼玉県と比べて著しく低いことがうかがえます。平成20年の当市の婚姻率は4.7%で、前年より増加傾向にあります。国や埼玉県と比べ、1.1%低い値になっています。

婚姻率（人口1000人対）の推移

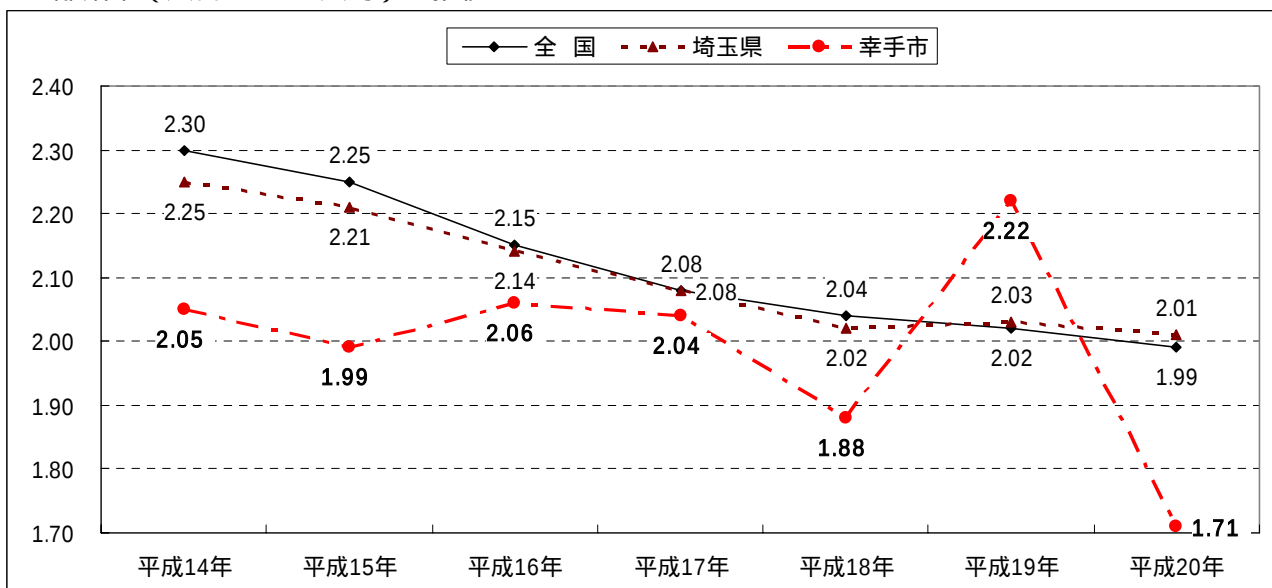


資料：人口動態統計

(2) 離婚率の推移

平成14年から平成20年までの推移をみると、当市の離婚率は国や埼玉県と比べると概して低い状況で推移していますが、平成19年は国や埼玉県よりも高く、2.22となっています。

離婚率（人口1000人対）の推移

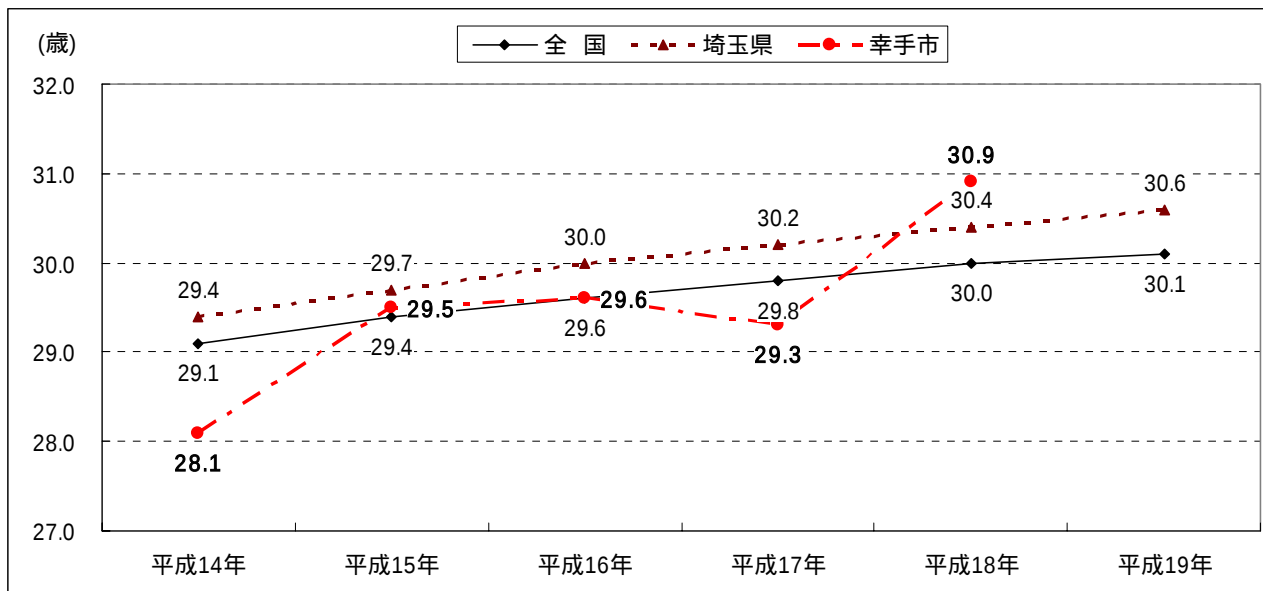


資料：人口動態統計

(3) 平均初婚年齢の推移

平成14年から平成19年までの男性の平均初婚年齢の推移をみると、国、埼玉県は年々平均して初婚年齢は高くなっています。当市も同様に、年々高くなっており、平成18年は30.9歳と国や埼玉県を上回っています。

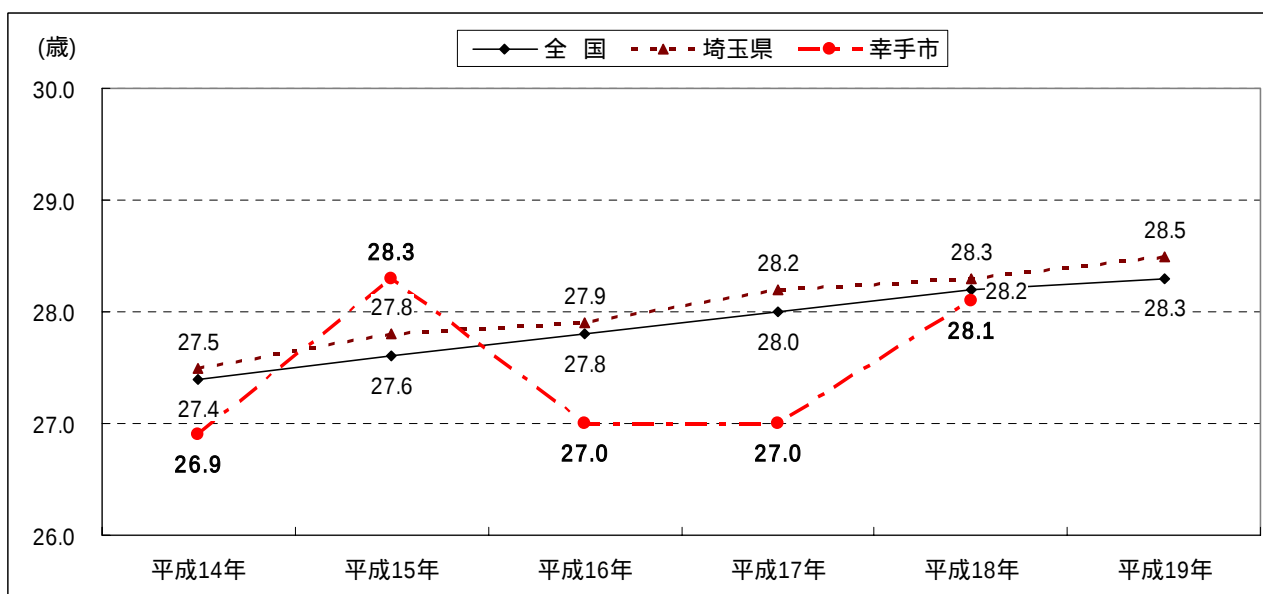
平均初婚年齢（男性）の推移



資料：人口動態統計

女性も男性と同様に、国、埼玉県ともに年々平均して初婚年齢が高くなっています。当市は平成15年に28.3歳と国や埼玉県の初婚年齢より高くなっていますが、それ以外の年では、国や埼玉県よりも低い年齢で推移しています。

平均初婚年齢（女性）の推移



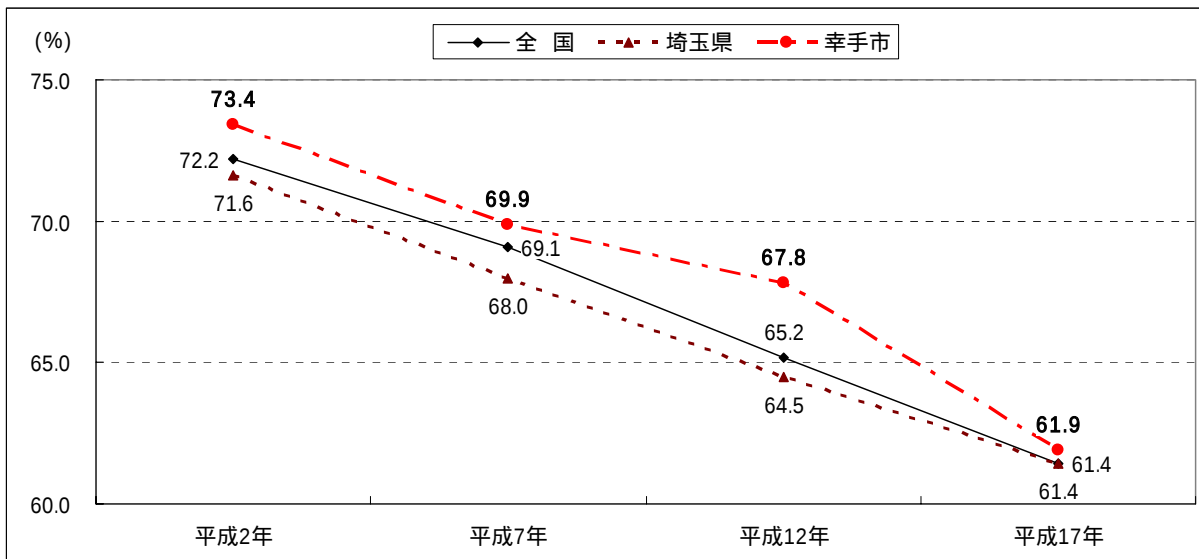
資料：人口動態統計

4 就労の状況（女性）

（１）20～24 歳女性の就業率

20～24 歳女性の就業率は、平成 2 年から平成 17 年までの一貫して低下傾向にあります。高学歴化とともに就職難による影響が現れているものと思われます。当市は、各年とも国及び埼玉県の実績を上回っています。

20～24 歳女性の就業率の推移

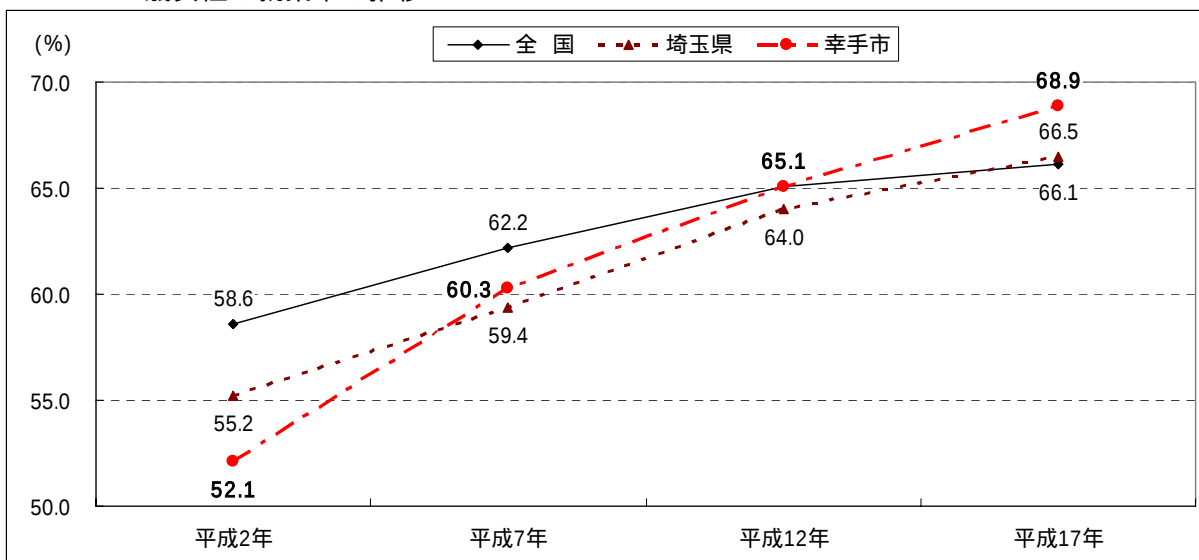


資料：国勢調査

（２）25～29 歳女性の就業率

20～24 歳は低下傾向となっていますが、25～29 歳では、国、埼玉県、当市ともに女性の就業率は年々上昇傾向にあります。当市の平均初婚年齢は 27～28 歳であり、女性の平均初婚年齢が上昇していることや、結婚しても働き続ける女性が増えていることが反映されているものと推察されます。

25～29 歳女性の就業率の推移

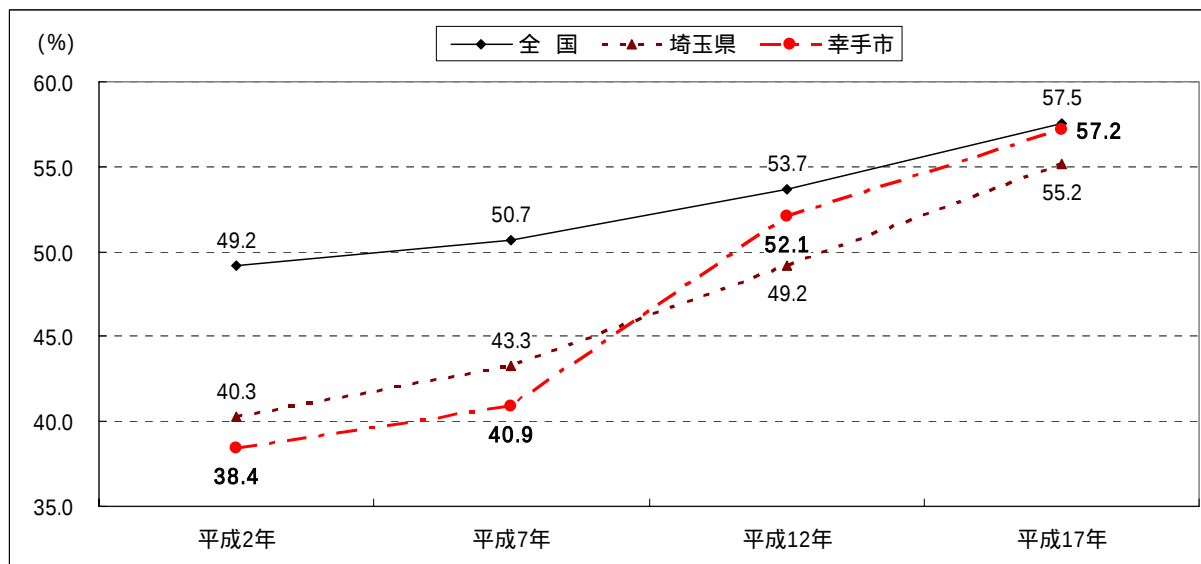


資料：国勢調査

(3) 30～34 歳女性の就業率

この年代も女性の就業率は上昇傾向にあります。当市の場合、平成7年の就業率は40.9%であるのに対し、平成17年は57.2%と10年間で16.3ポイントも上昇しています。平成の長引く不況が子育て家庭に与える影響は大きく、職を求める女性が増えたことが大きな要因と推察されます。

30～34 歳女性の就業率の推移

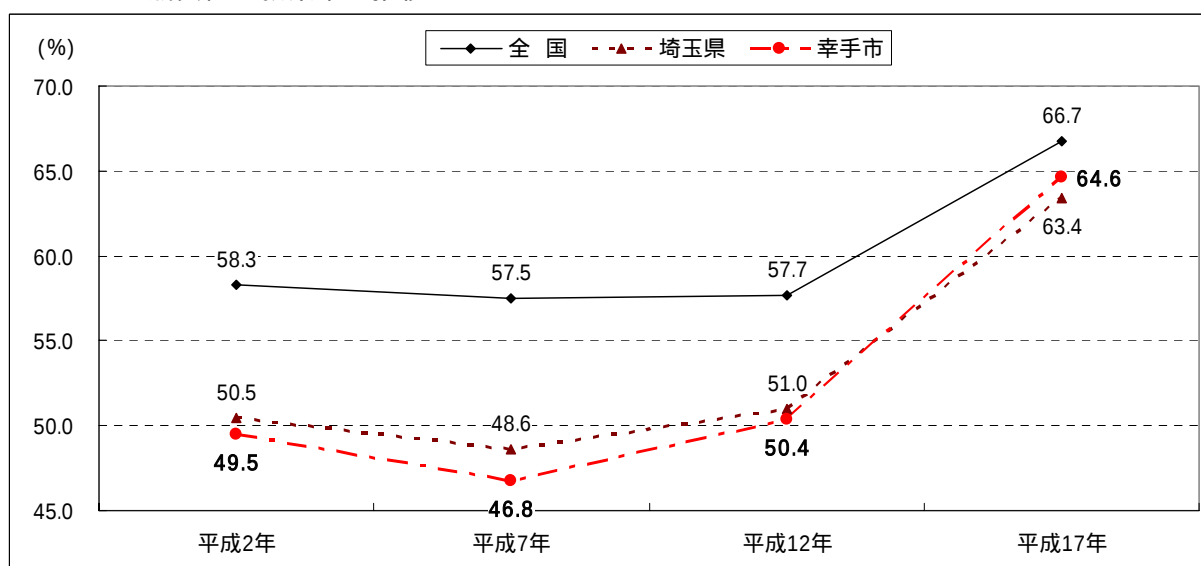


資料：国勢調査

(4) 35～39 歳女性の就業率

この年代の女性の就業率は、国、埼玉県、当市ともに平成12年までは横ばいですが、平成17年にかけては、国、埼玉県、当市ともに上昇しています。

35～39 歳女性の就業率の推移

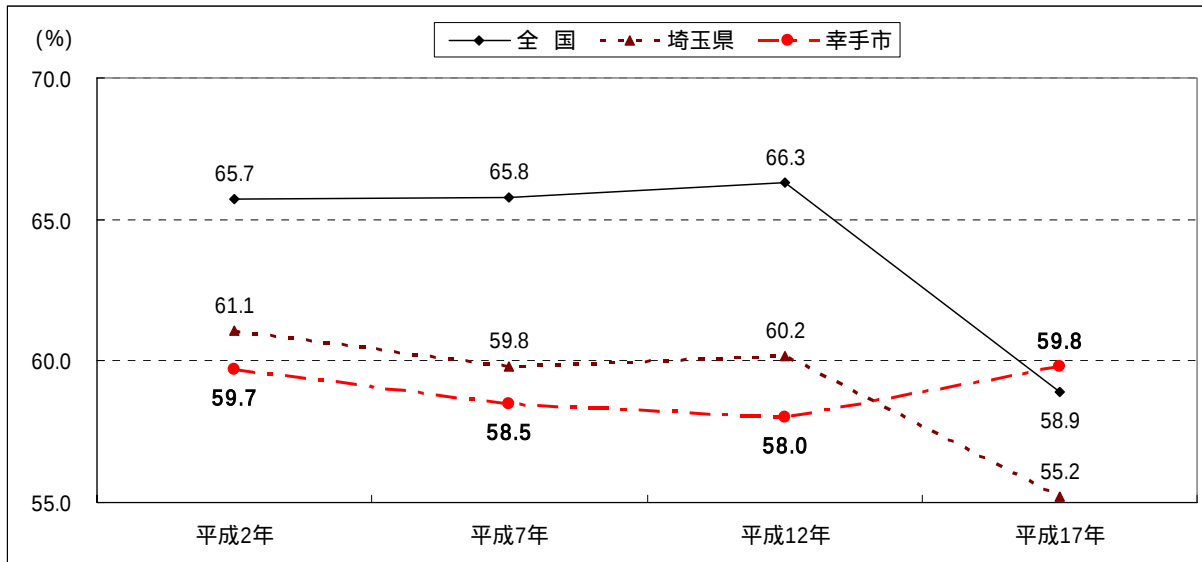


資料：国勢調査

(5) 40～44 歳女性の就業率

この年代の女性の就業率は、国、埼玉県、当市ともに平成12年までは横ばいですが、平成17年にかけては、国及び埼玉県は低下したのに対し、当市は1.8ポイント上昇しました。

40～44 歳女性の就業率の推移



資料：国勢調査



5 保育サービスの状況

平成17年度から平成21年度までの保育所の入所率は、各年とも9割以上と、ほぼ横ばいで推移しています。また、待機児童はほとんどおりません。

保育所入所児童数の推移

単位：か所、人、%

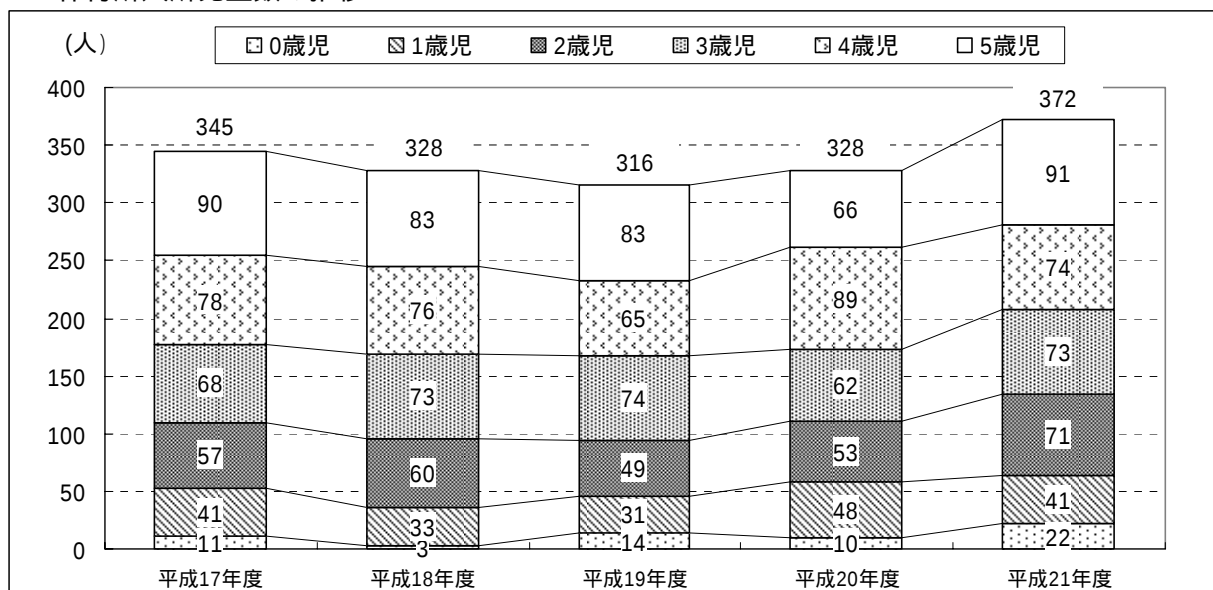
区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
保育所数		4	4	4	4	4
保育所定員数		360	360	360	360	360
入所児童数		371	346	347	356	352
	入所率	103.1%	96.1%	96.4%	98.9%	97.8%
待機児童数		-	-	-	-	7
乳児保育	実施箇所数	4	4	4	4	4
	利用児童数	22	18	28	25	22
延長保育	実施箇所数	3	3	3	3	3
	利用児童数	30	30	26	31	15
一時保育	実施箇所数	2	3	2	2	3
	利用児童数	940	1,290	1,366	1,280	-
障害児保育	実施箇所数	2	2	2	2	2
	利用児童数	6	2	3	2	4

注：基準日は各年度末とする(平成21年度は4月1日現在)

資料：幸手市資料

入所児童数の推移をみると、平成17年度から平成19年度までは低下傾向でしたが、平成20年度、平成21年度と増加しています。当市の本年の5歳児が他の年代より多いことが影響しているものと考えられます。

保育所入所児童数の推移



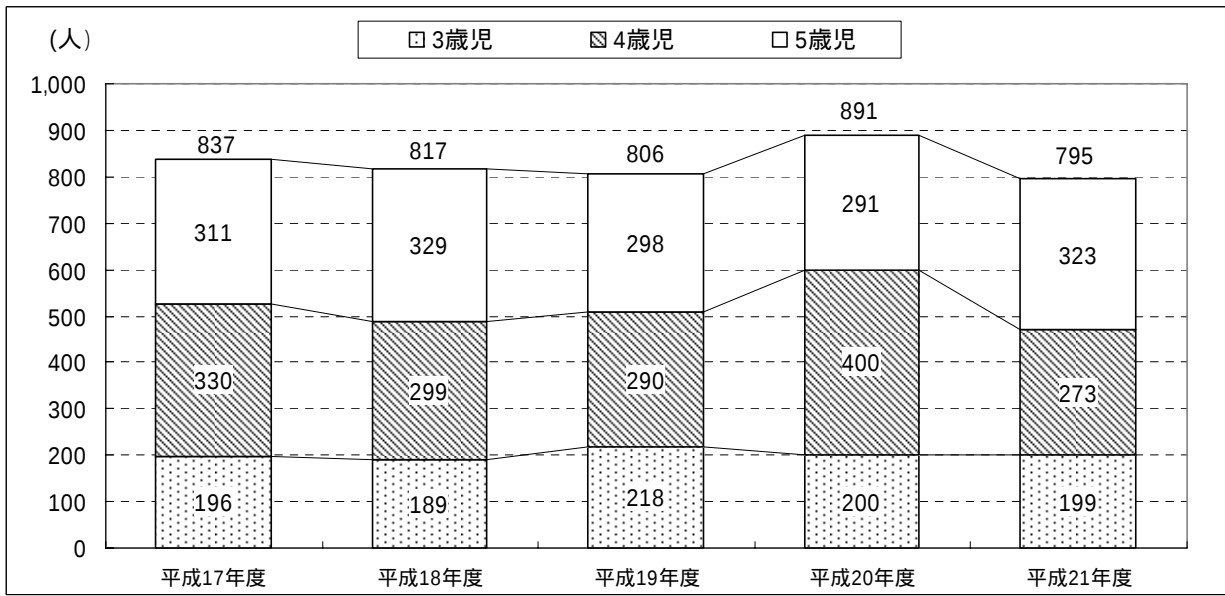
資料：幸手市資料

6 学校教育の状況

(1) 幼稚園入園児童数の推移

平成17年度から平成20年度までの幼稚園入園児童数の推移をみると、平成20年度の児童数が891人であり、平成19年度の児童数より85人増加していますが、平成21年度は795人であり、前年度より96人減少しています。

幼稚園入園児童数の推移

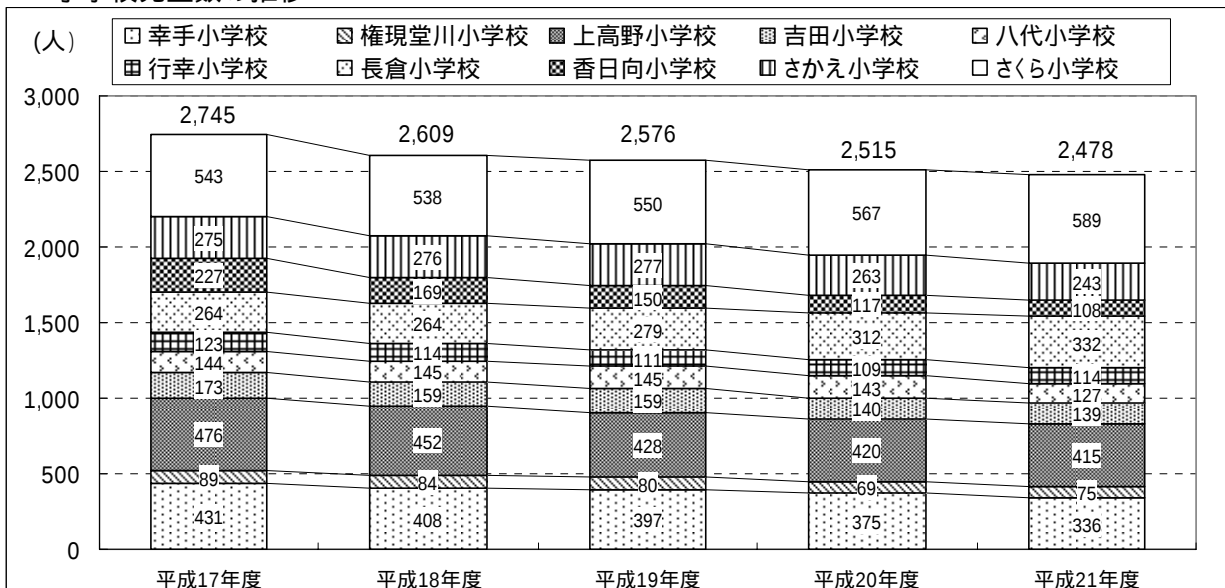


資料：幸手市資料

(2) 小学校児童数の推移

平成17年度から平成21年度までの小学校児童数の推移をみると、児童数は減少傾向にあります。平成17年度と平成21年度を比較すると、平成17年度の児童数2,745人に対し、平成21年度は2,478人と、4年間で267人減少しています。

小学校児童数の推移

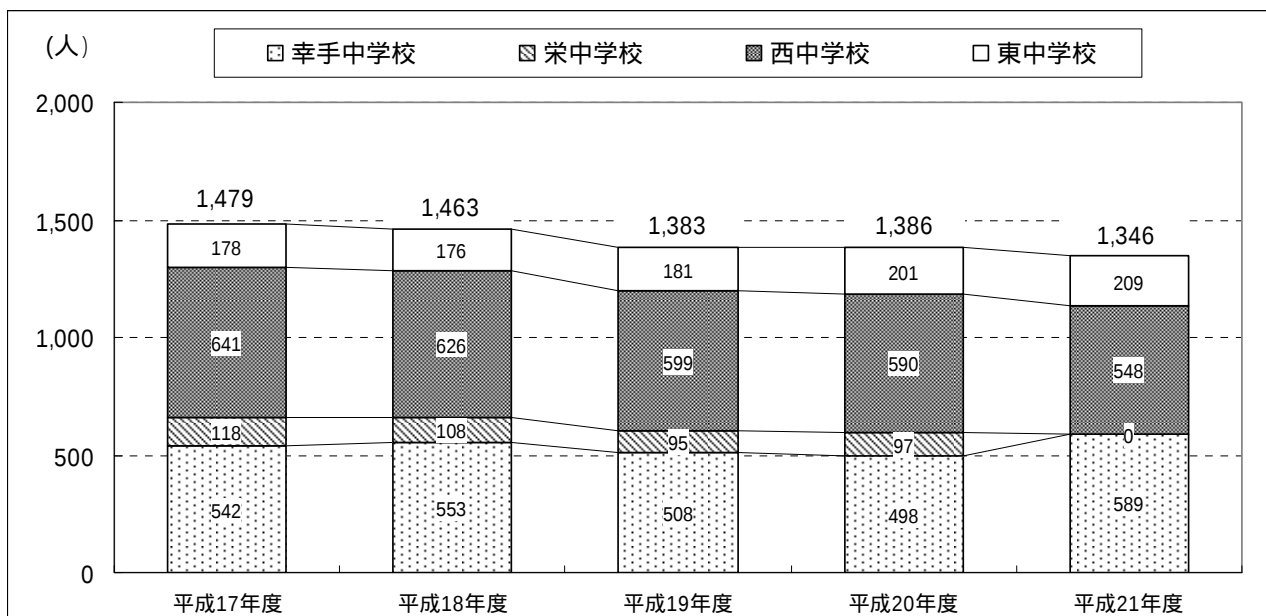


資料：幸手市資料

(3) 中学校生徒数の推移

平成17年度から平成21年度までの中学校生徒数の推移をみると、生徒数は減少傾向にあります。平成17年度と平成21年度を比較すると、平成17年度の生徒数1,479人に対し、平成21年度は1,346人と、4年間で133人減少しています。

中学校生徒数の推移



栄中学校は平成21年度より幸手中学校に統合

資料：幸手市資料

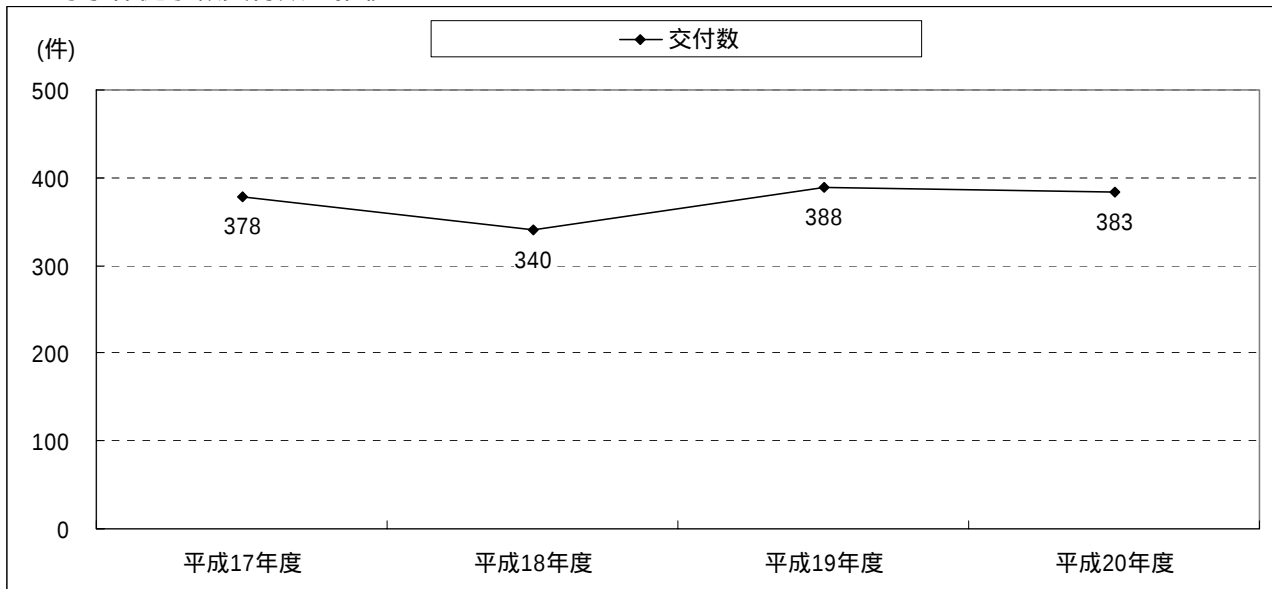


7 母子保健の状況

(1) 母子保健手帳交付数

平成17年度から平成20年度までの母子保健手帳の交付数をみると、交付数は横ばいであり、平成20年度の交付数は383件となっています。

母子保健手帳交付数の推移

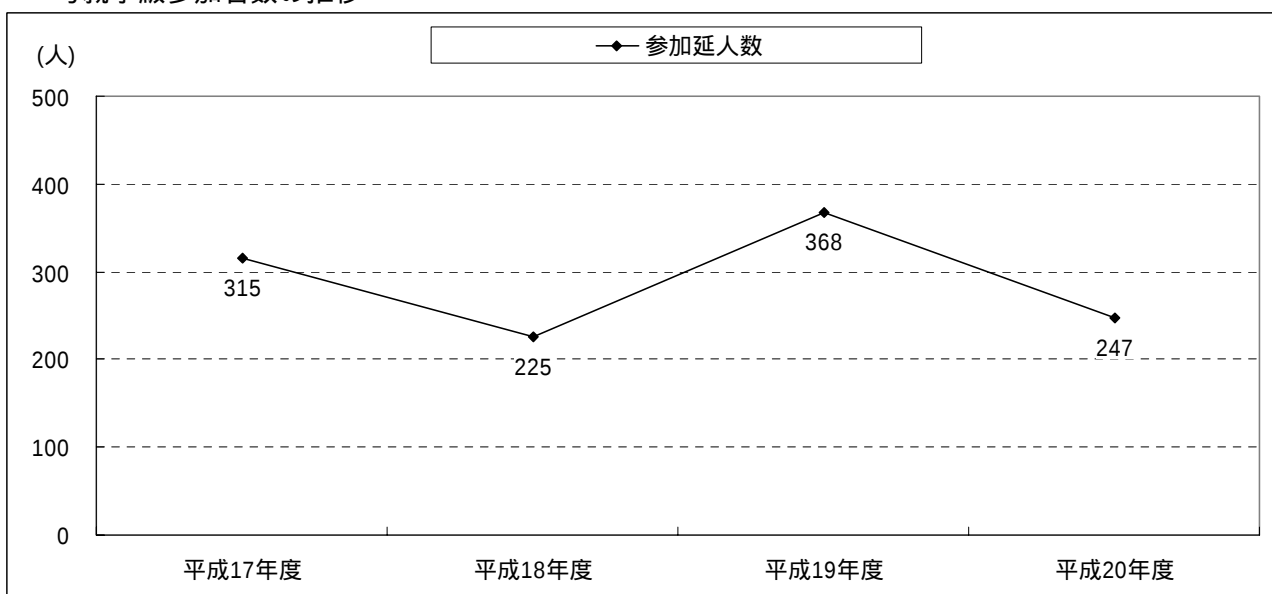


資料：幸手市資料

(2) 母親学級参加者数の推移

平成17年度から平成20年度までの母親学級の参加人数をみると、平成19年度の参加人数が368人で最も多く、平成20年度には247人と減少しています。

母親学級参加者数の推移

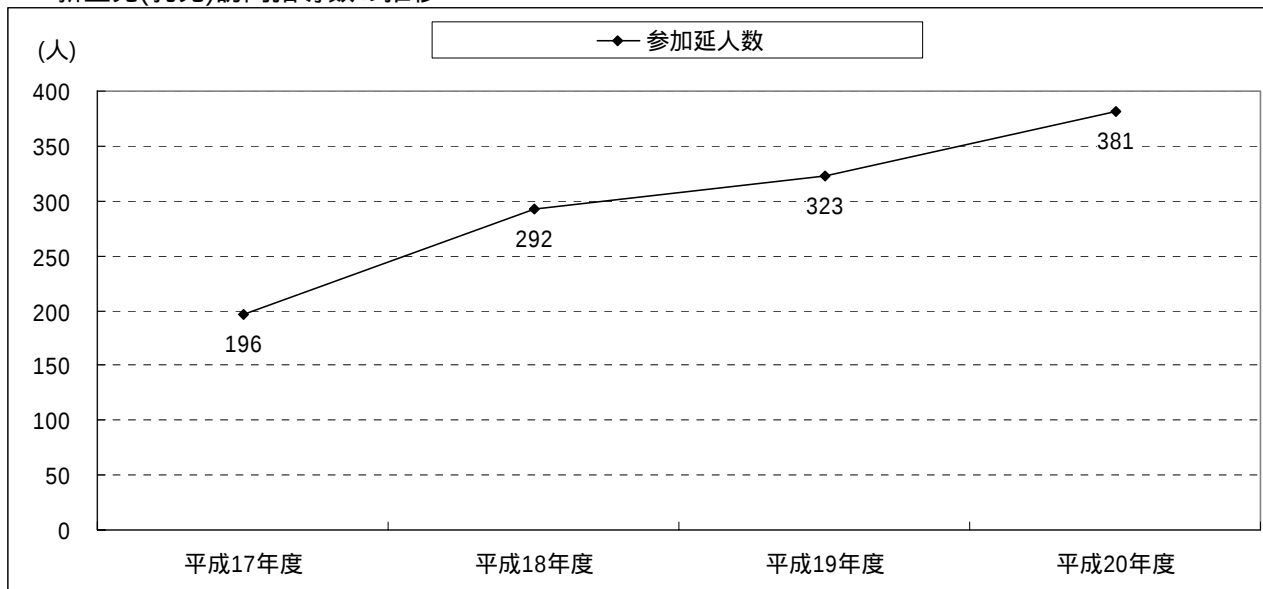


資料：幸手市資料

(3) 新生児(乳児)訪問指導数の推移

平成17年度から平成20年度までの新生児(乳児)訪問指導数の人数をみると、年々増加しており、平成20年度の訪問指導数は381人となっています。

新生児(乳児)訪問指導数の推移

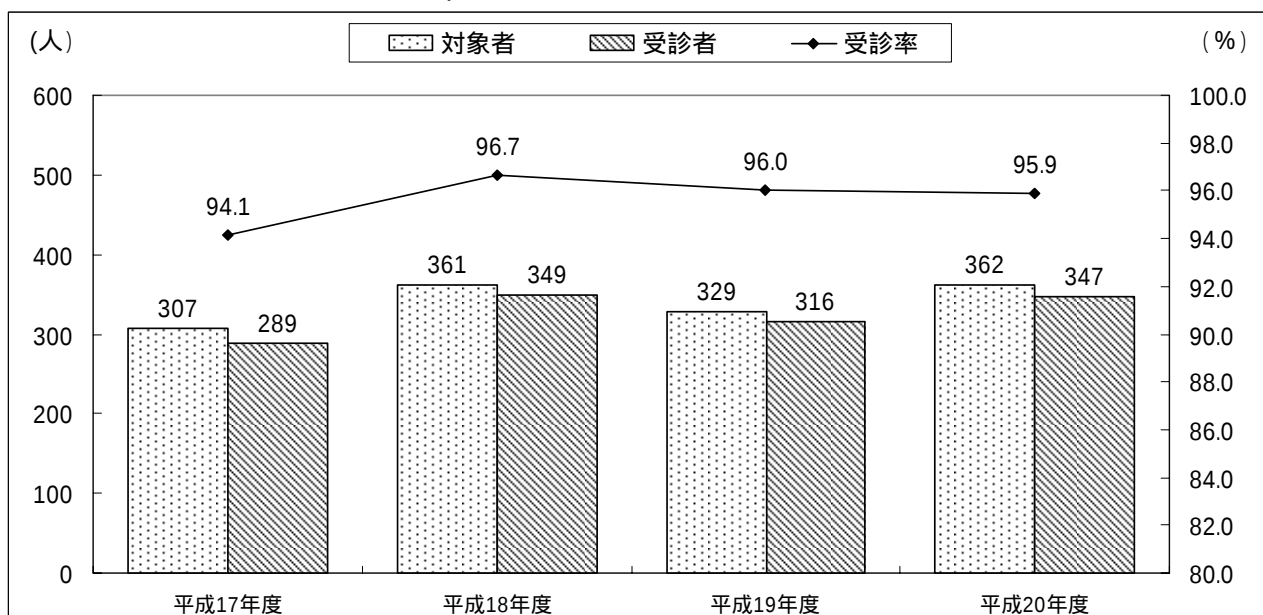


資料：幸手市資料

(4) 乳幼児健康診査(4か月児健診)

平成17年度から平成20年度までの4か月児健診の受診率をみると、ほぼ横ばいで推移しています。平成20年度は95.9%となっています。

乳幼児健康診査(4か月児健診)

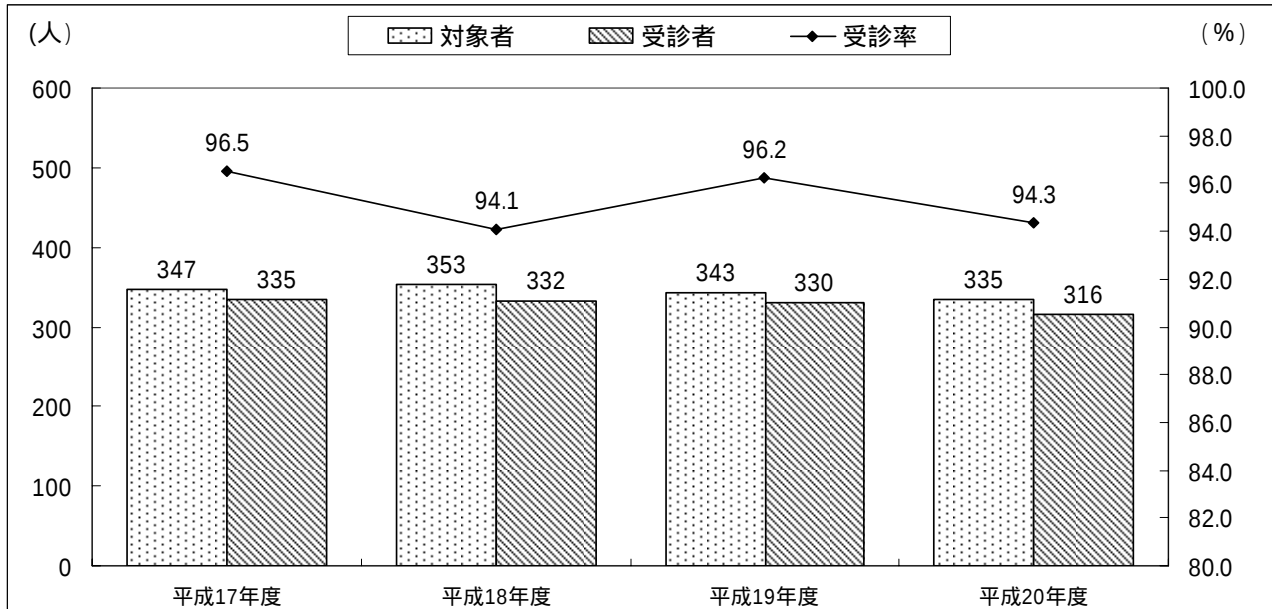


資料：幸手市資料

(5) 乳幼児健康診査(10 か月児健診)

平成17年度から平成20年度までの10 か月児健診の受診率をみると、ほぼ横ばいで推移しています。平成20年度は94.3%となっています。

乳幼児健康診査(10 か月児健診)

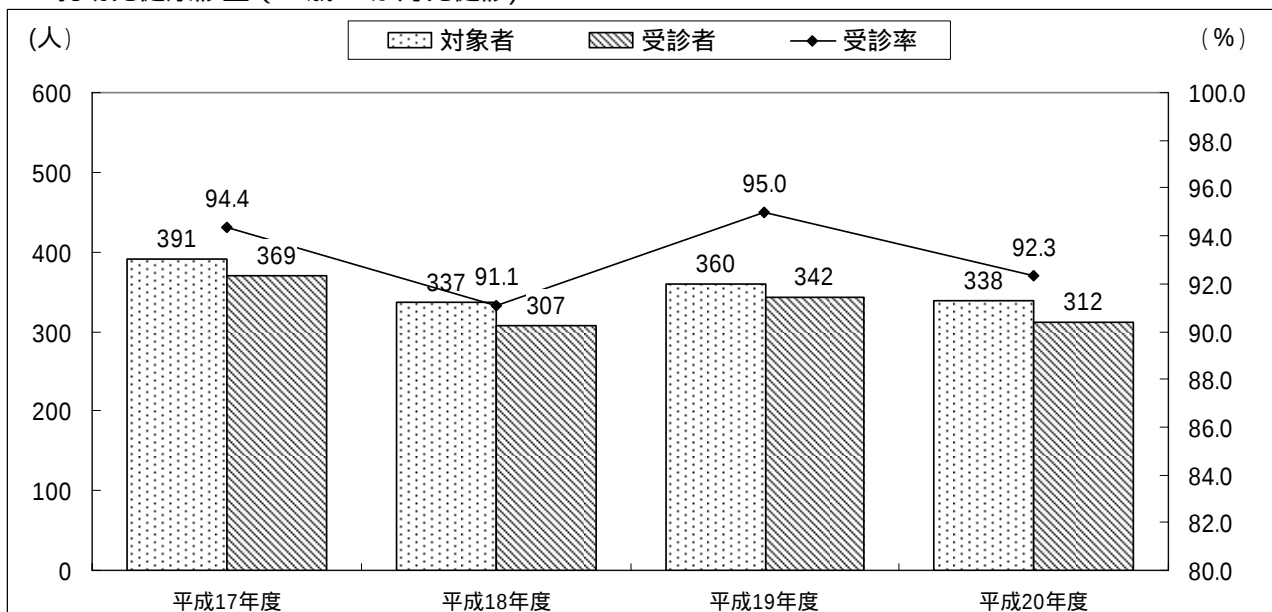


資料：幸手市資料

(6) 乳幼児健康診査(1 歳 6 か月児健診)

平成17年度から平成20年度までの1 歳 6 か月児健診の受診率をみると、平成20年度は92.3%となっています。対象者数は平成17年度の391人に対し、平成20年度には338人と、53人減少しています。

乳幼児健康診査(1 歳 6 か月児健診)

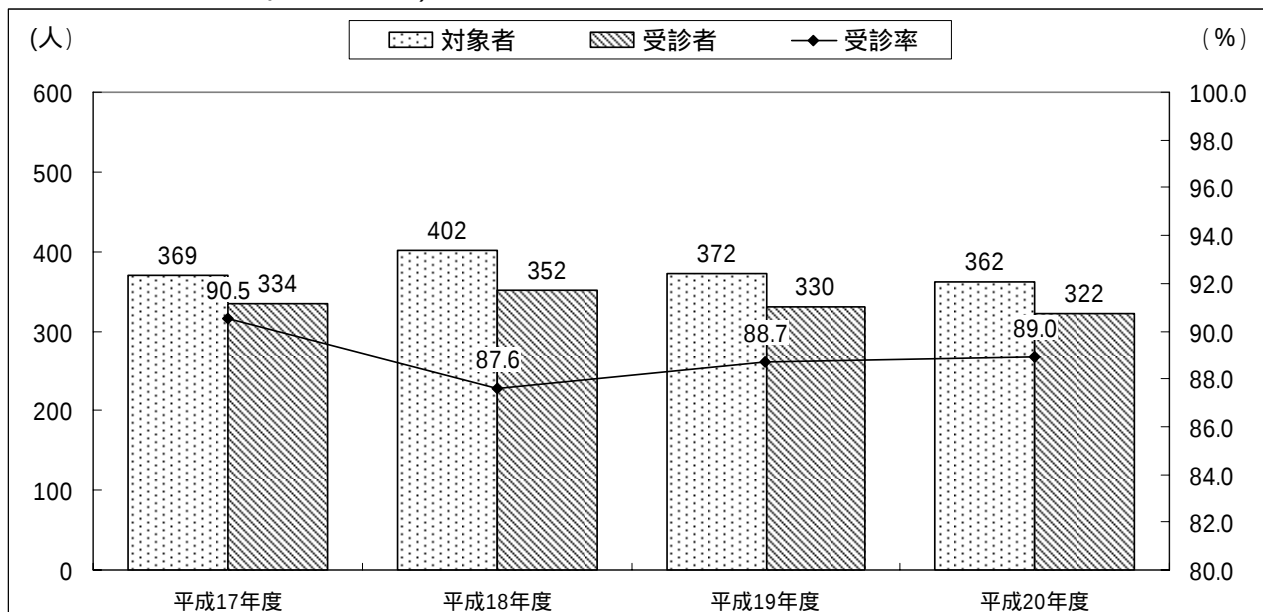


資料：幸手市資料

(7) 乳幼児健康診査(3歳児健診)

平成17年度から平成20年度までの3歳児健診の受診率をみると、平成18年度から上昇傾向がみられます。対象者数は平成18年度から減少しています。

乳幼児健康診査(3歳児健診)

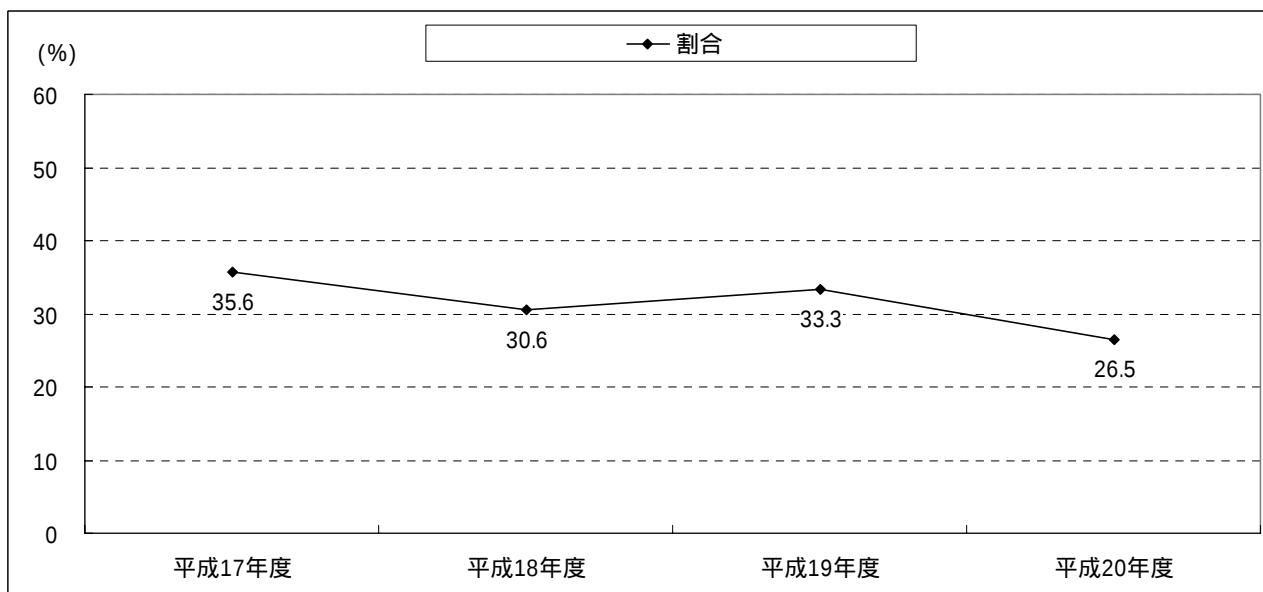


資料：幸手市資料

(8) 3歳児のう歯(むし歯)の状況

平成17年度から平成20年度までの3歳児のう歯(むし歯)の状況をみると、平成17年度の3歳児でむし歯のある子どもの割合は35.6%であり、平成20年度では26.5%となり、9.1ポイント低下しています。

う歯(むし歯)のある幼児の割合(3歳児)

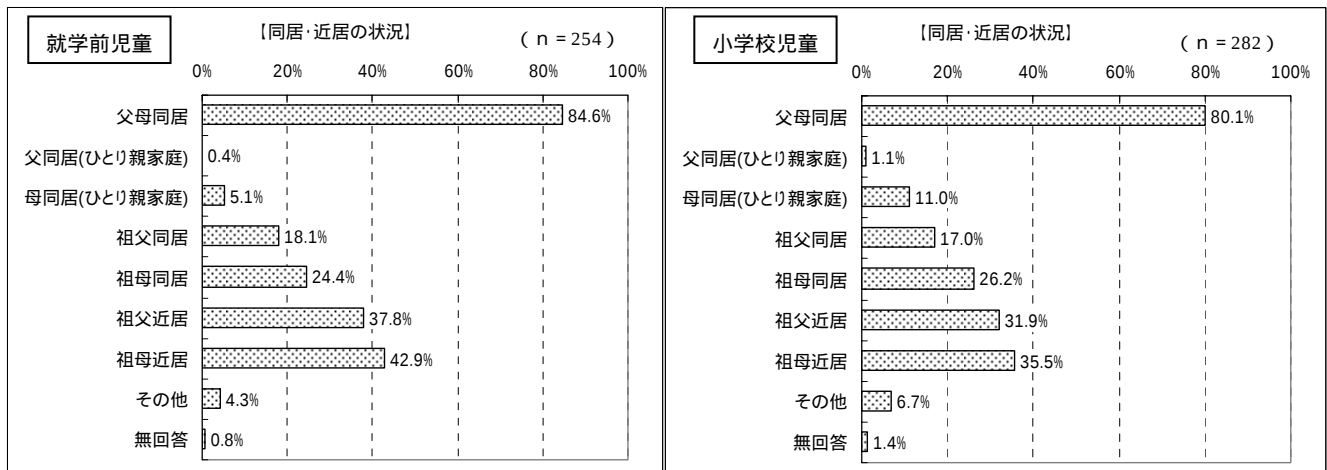


資料：幸手市資料

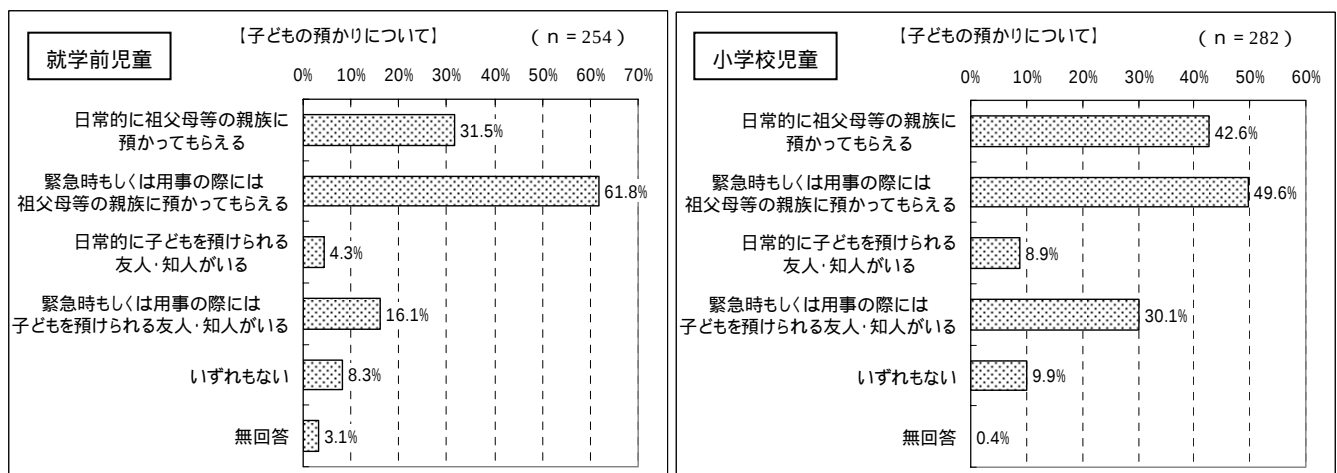
8 子育て家庭の状況（ニーズ調査結果より）

（１）子育て家庭の状況：ひとり親世帯・子どもを預けることができない世帯への支援の充実が必要

就学前児童・就学児童ともに「父母同居」が約 8 割と多数を占めていますが、ひとり親家庭（「父同居」と「母同居」の合計）は就学前児童では 5.5%であるのに対し、小学校児童では 12.1%と就学前児童と比較して高い比率となっています。



子どもの預かりの状況については、日常的・緊急時に預ける人が「いずれもない」世帯が就学前児童・小学校児童とも約 1 割おり、この世帯に対する支援は不可欠と考えられます。



(2) 就労の状況：就労意向が高く、就労環境の充実が必要

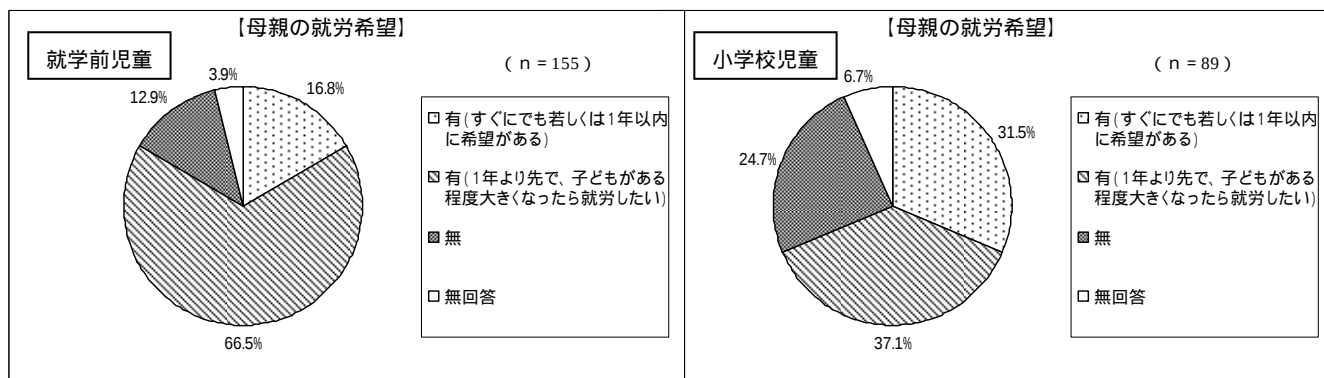
父親・母親の就労状況

父親の現在の就労状況では、「就労している（フルタイム；育休・介護休業中は含まない）」が圧倒的に多く、約9割を占めています。

母親では、就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が最も高く過半数を占めています。一方、小学校児童では「就労している（パートタイム、アルバイト等）」(39.0%)と「就労している（フルタイム；育休・介護休業中は含まない）」(25.2%)を合わせて6割以上が就労している結果となっています。

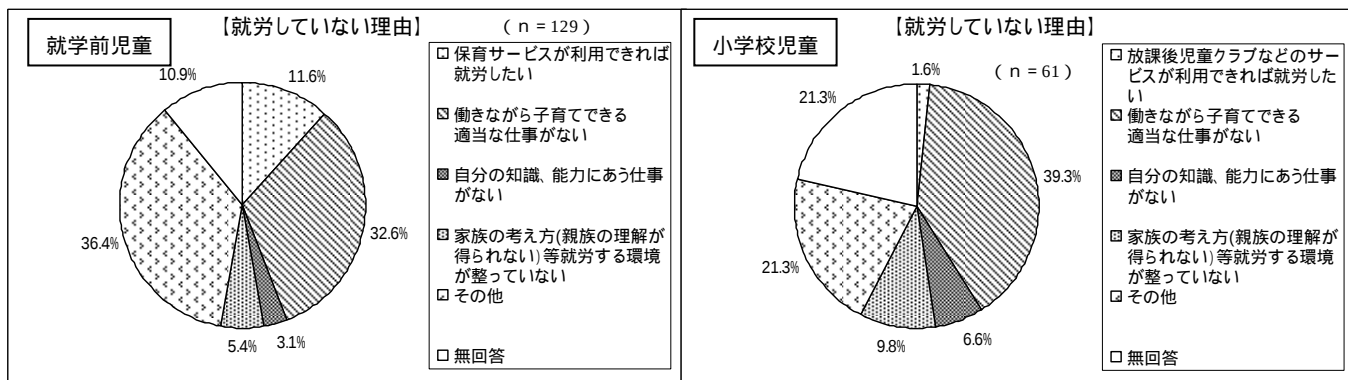
母親の今後の就労意向

現在就労していない母親で、今後就労意向がある方は、就学前児童では約8割、小学校児童では約7割と、就労意向は極めて高いものとなっています。



現在働いていない理由

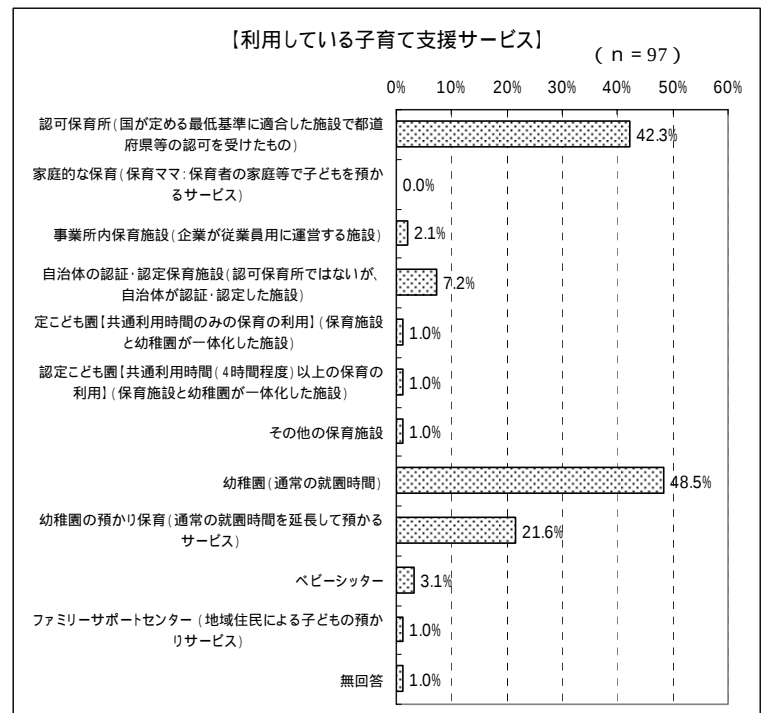
就労希望がありながら、現在働いていない理由では、「働きながら子育てできる適当な仕事がない」が3～4割を占め最も高くなっています。他には、就学前児童では「保育サービスが利用できれば就労したい」が、小学校児童では「家族の考え方（親族の理解が得られない）等就労する環境が整っていない」が高い意向となっており、保育サービスの充実とともに女性が働くことへの一層の理解が求められます。



(3) 保育サービス(就学前児童): 保育所や幼稚園の預かり保育の充実が求められる

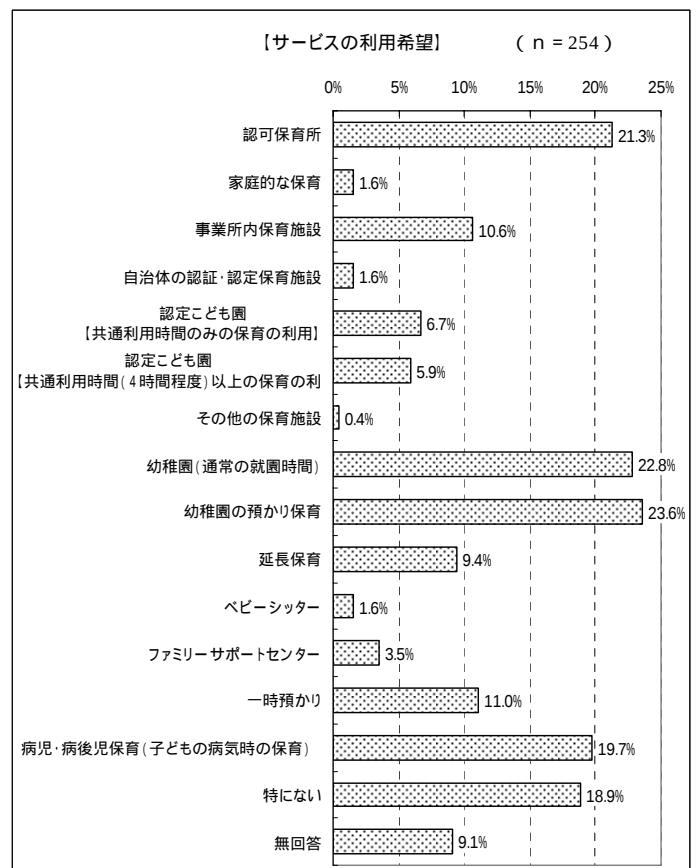
利用している保育サービス

利用している保育サービスについては、「幼稚園(通常就園時間)」が48.5%で最も高く、次いで「認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの)」、「幼稚園の預かり保育(通常就園時間を延長して預かるサービス)」の順となっています。



今は利用していないができれば利用したい、あるいは、(利用日数・回数や利用時間が)足りていないと思う保育サービス

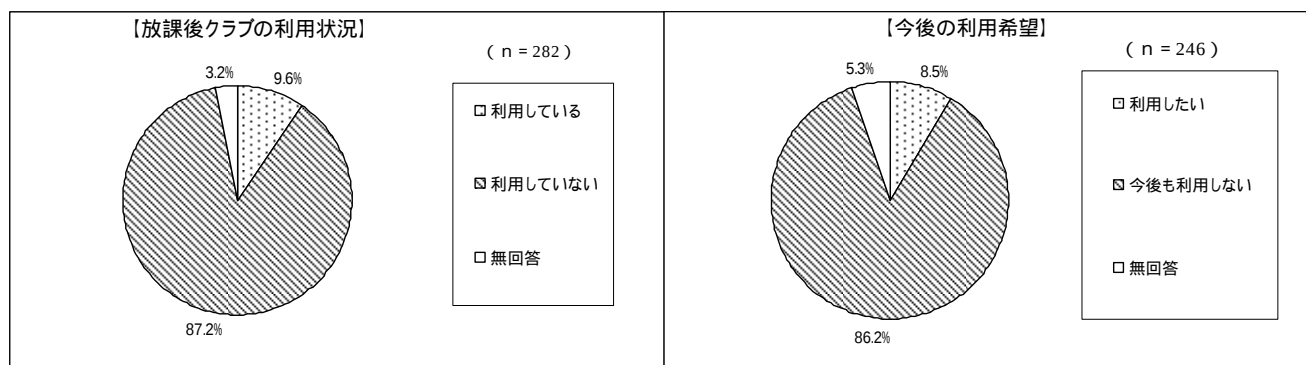
今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、(利用日数・回数や利用時間が)足りていないと思う保育サービスについては、「幼稚園の預かり保育(通常就園時間を延長して預かるサービス)」が23.6%で最も高く、以下、「幼稚園(通常就園時間)」、「認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの)」の順となっています。



(4) 放課後児童クラブ(小学校児童): 未利用者の約1割が今後の利用意向あり

放課後児童クラブの利用状況と利用意向

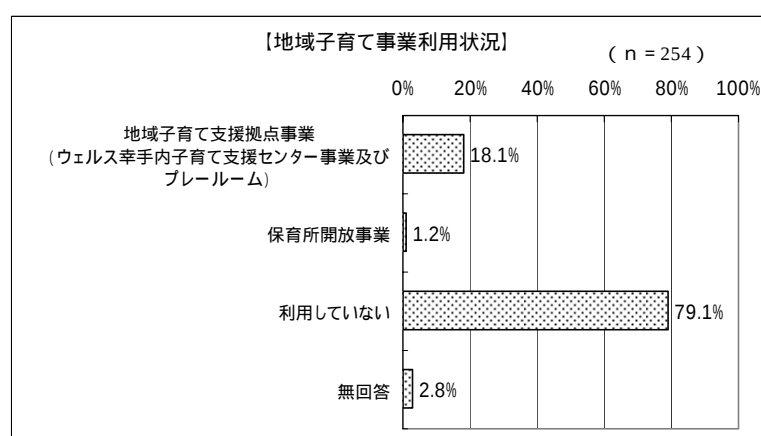
放課後児童クラブの利用状況は、「利用している」が9.6%となっています。また、現在利用していない人における、今後「利用したい」方は8.5%となっています。



(5) 子育て支援拠点事業(就学前児童): 利用促進に向けた取り組みの工夫が必要

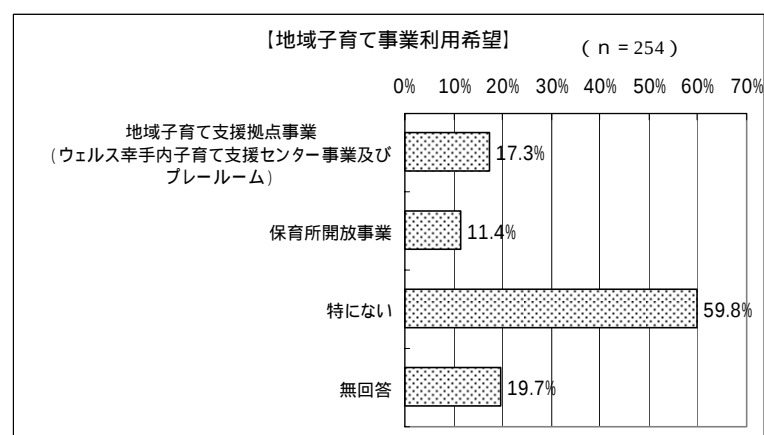
子育て支援事業の利用状況

子育て支援センターの利用については79.1%が「利用していない」と回答しており、今後の利用促進に向けて、周知等の工夫が求められます。



子育て支援事業の今後の利用意向

今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、利用日数を増やしたい方の地域支援事業については、「地域子育て支援拠点事業(ウェルス幸手内子育て支援センター事業及びプレールーム)」が17.3%、「保育所開放事業」が11.4%となっています。なお、「特にない」が59.8%と過半数を占めています。



(6) 子育て支援サービス：利用促進に向けてさらなる周知が必要

認知度

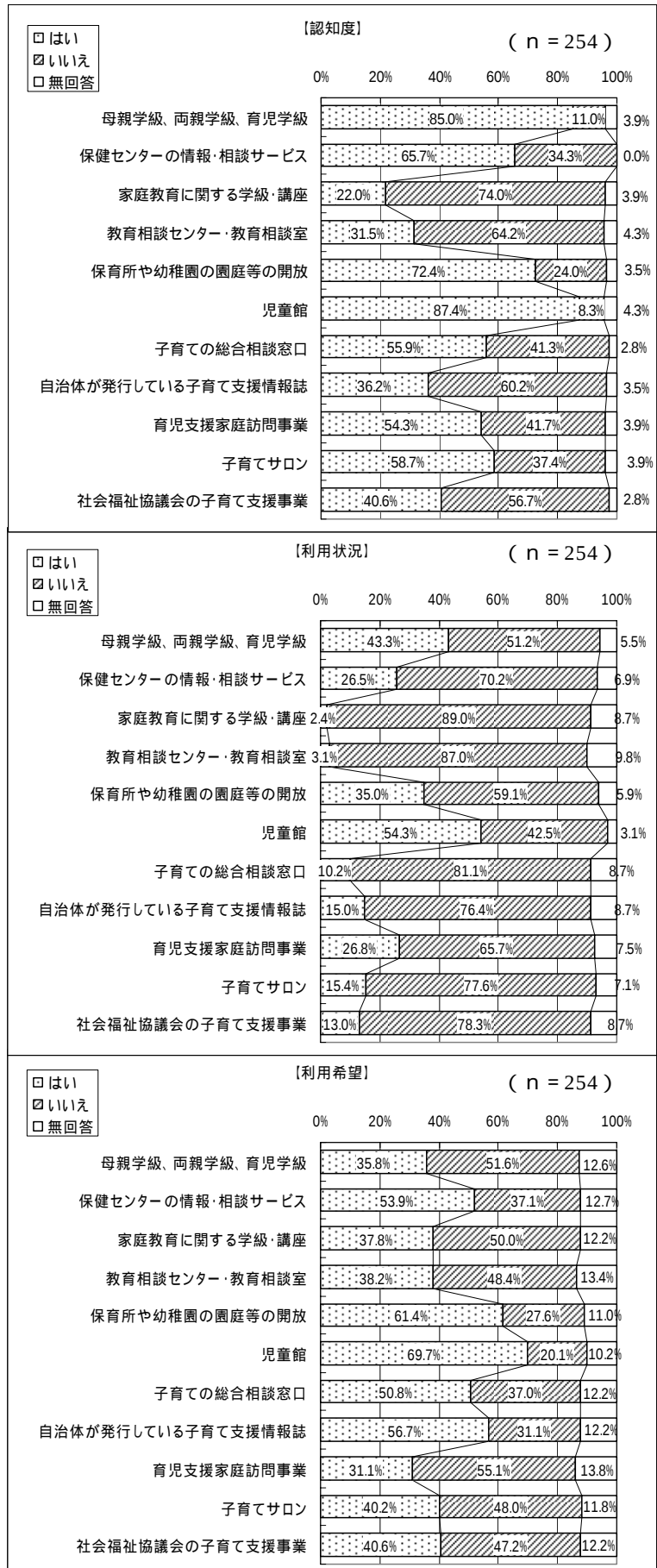
知っているサービスについては、「児童館」が87.4%で最も高く、次いで「母親学級、両親学級、育児学級」が85.0%、「保健センターの情報・相談サービス」が74.0%、「家庭教育に関する学級・講座」が74.0%、「教育相談センター・教育相談室」が64.2%、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が72.4%となっています。

利用状況

利用しているサービスについては、「児童館」が54.3%で最も高く、次いで「母親学級、両親学級、育児学級」が43.3%、「保健センターの情報・相談サービス」が26.5%、「家庭教育に関する学級・講座」が24.0%、「教育相談センター・教育相談室」が3.1%、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が35.0%となっています。

今後の利用意向

利用を希望するサービスについては、「児童館」が69.7%で最も高く、次いで「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が61.4%、「自治体が発行している子育て支援情報誌」が56.7%となっている。

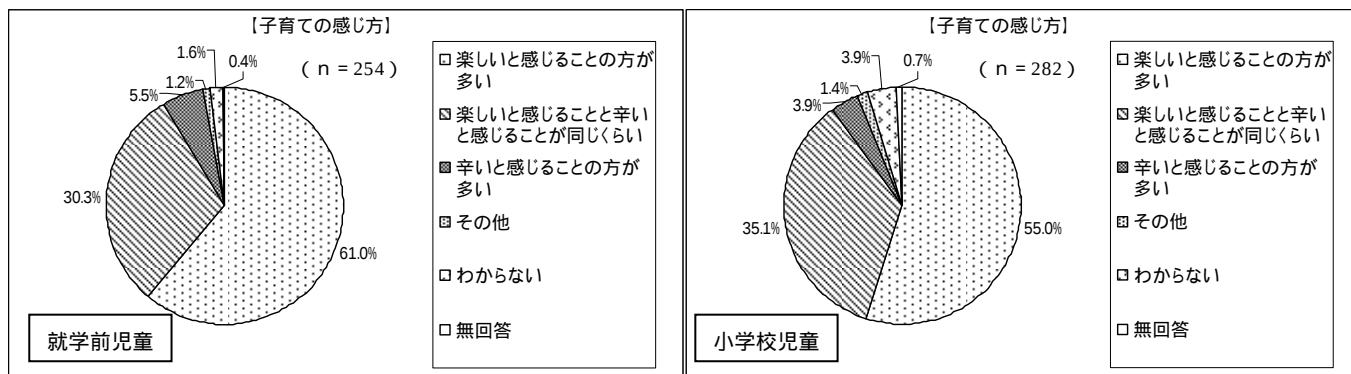


(7) 子育ての楽しさや悩みなどについて

子育てに有効な支援・対策：「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」、「地域における子育て支援の充実」、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」、「仕事と家庭生活の両立」

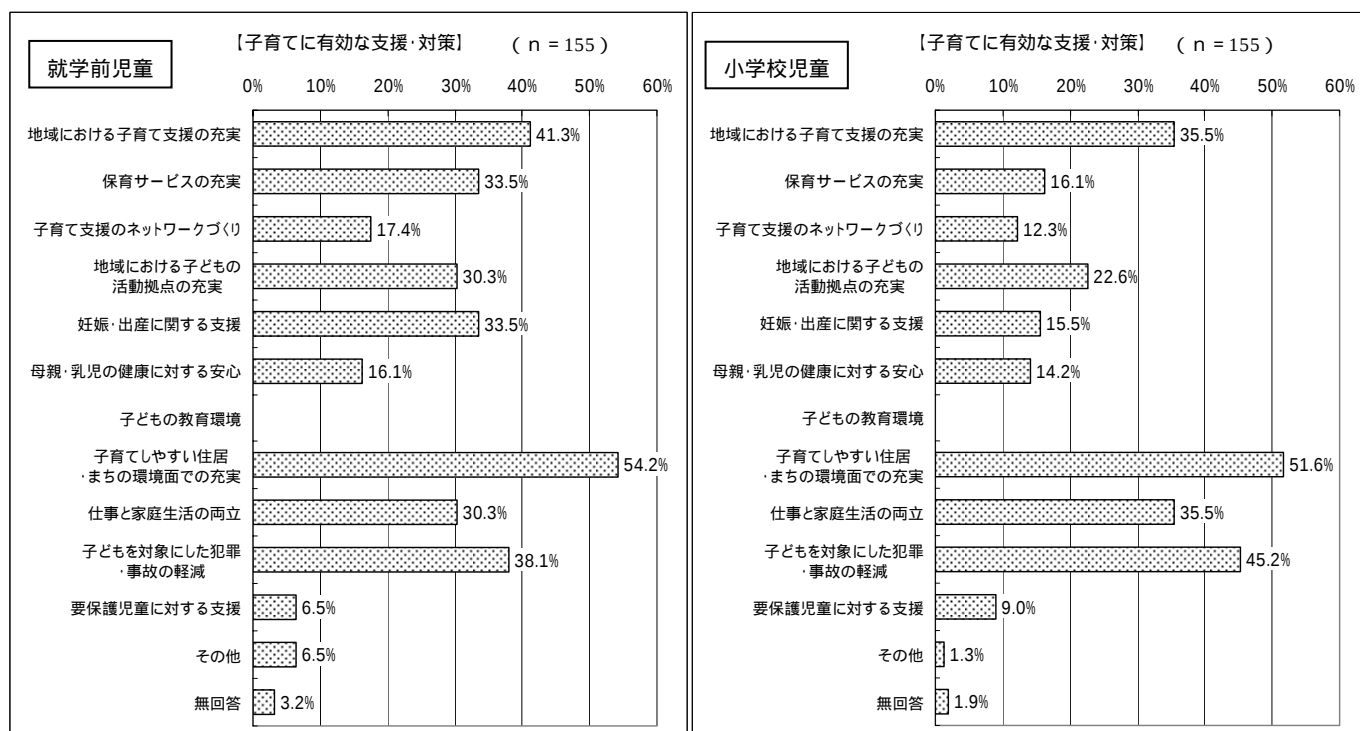
子育ての感じ方

就学前児童、小学校児童ともに「楽しいと感じることの方が多い」が約6割を占めて最も高く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が約3割となっています。「辛いと感じることの方が多い」は、ともに5%前後となっています。



子育てに有効な支援・対策

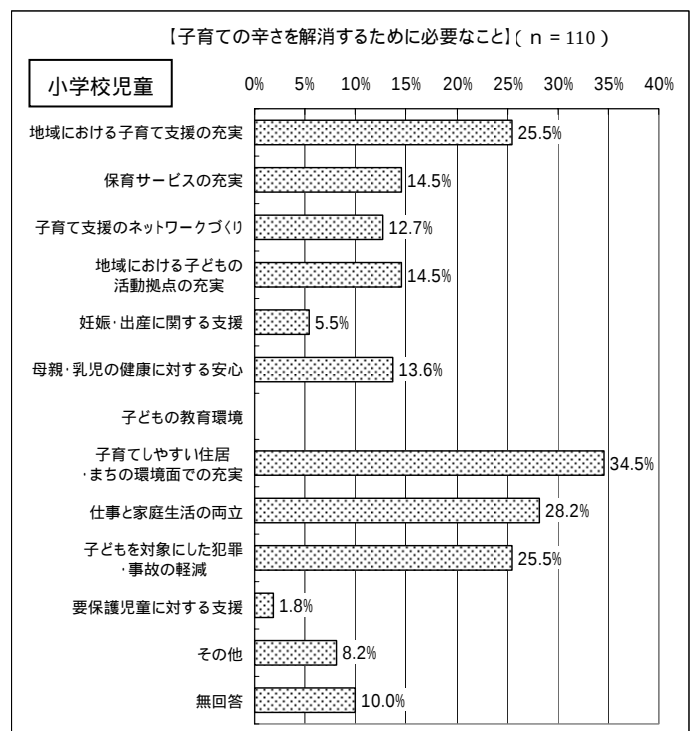
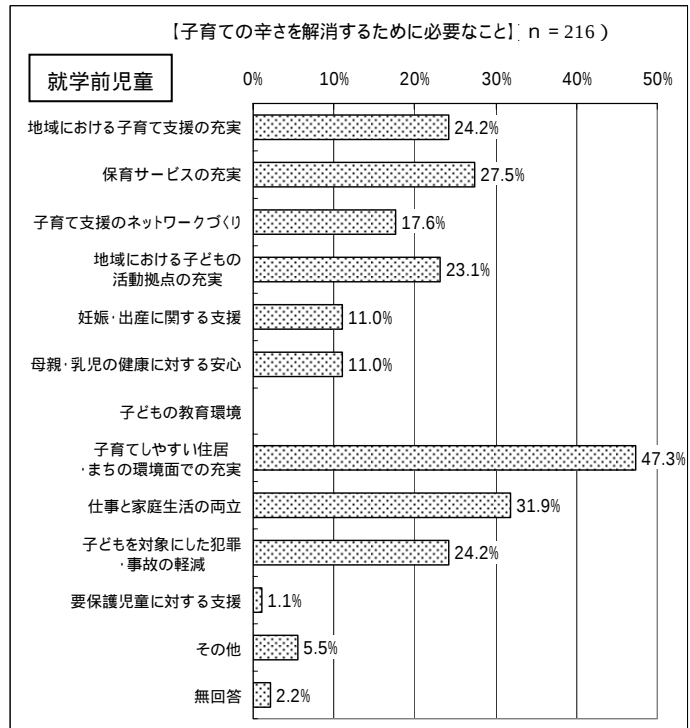
子育てを「楽しいと感じることの方が多い」と回答した方における、子育てをする中での有効な支援・対策については、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が約5割で最も高く、「地域における子育て支援の充実」や「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」がともに上位を占めています。この他、就学前児童では「保育サービスの充実」や「妊娠・出産に対する支援」、「地域における子どもの活動拠点の充実」が、小学校児童では「仕事と家庭生活の両立」が、いずれも3割以上となっています。



子育ての辛さを解消するために必要なこと

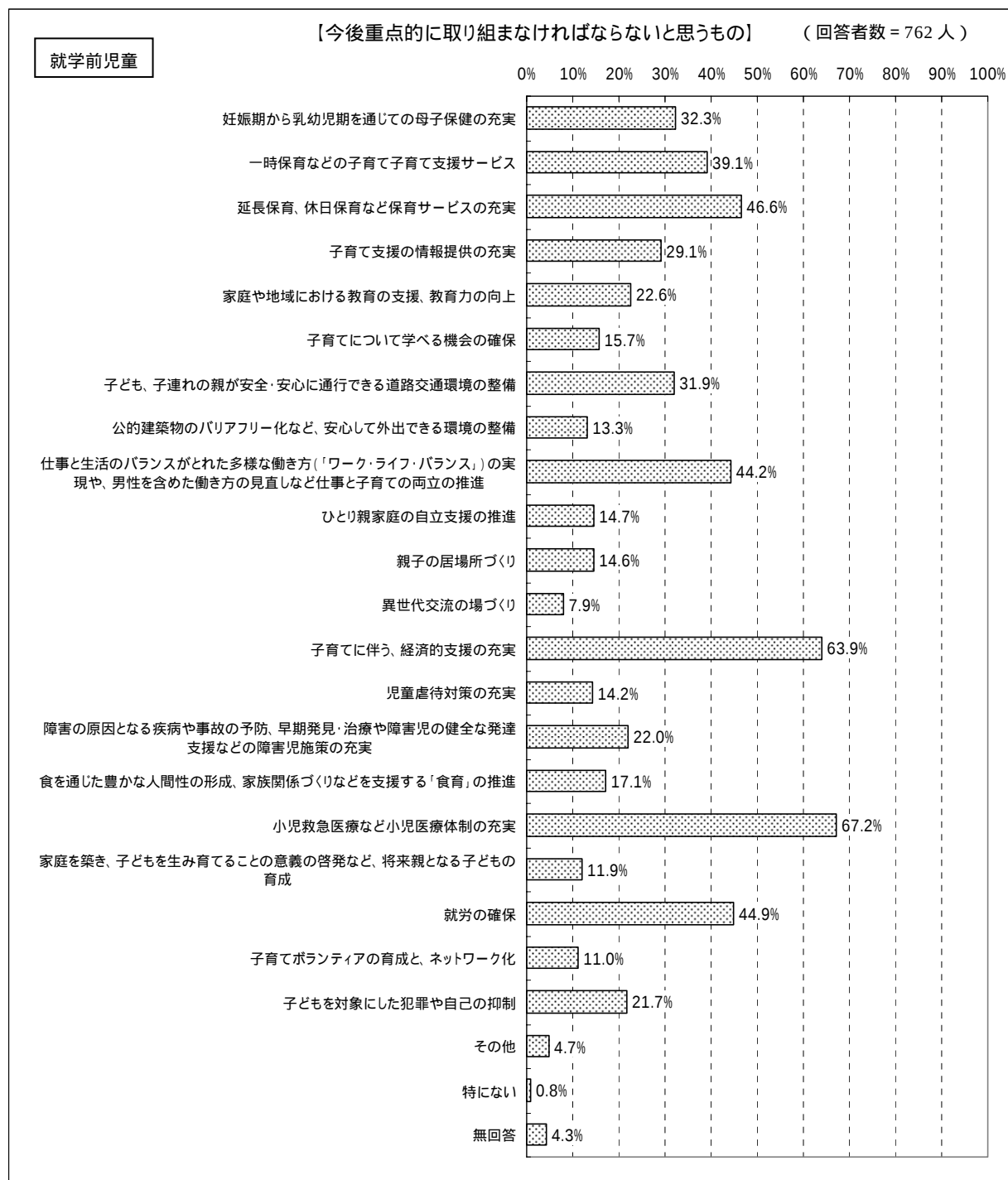
子育てを「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」及び「辛いと感じることの方が多い」と回答した方における、自分にとって子育ての辛さを解消するために必要なことについては、就学前児童、小学校児童ともに「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が最も高く、次いで「仕事と家庭生活の両立」となっています。

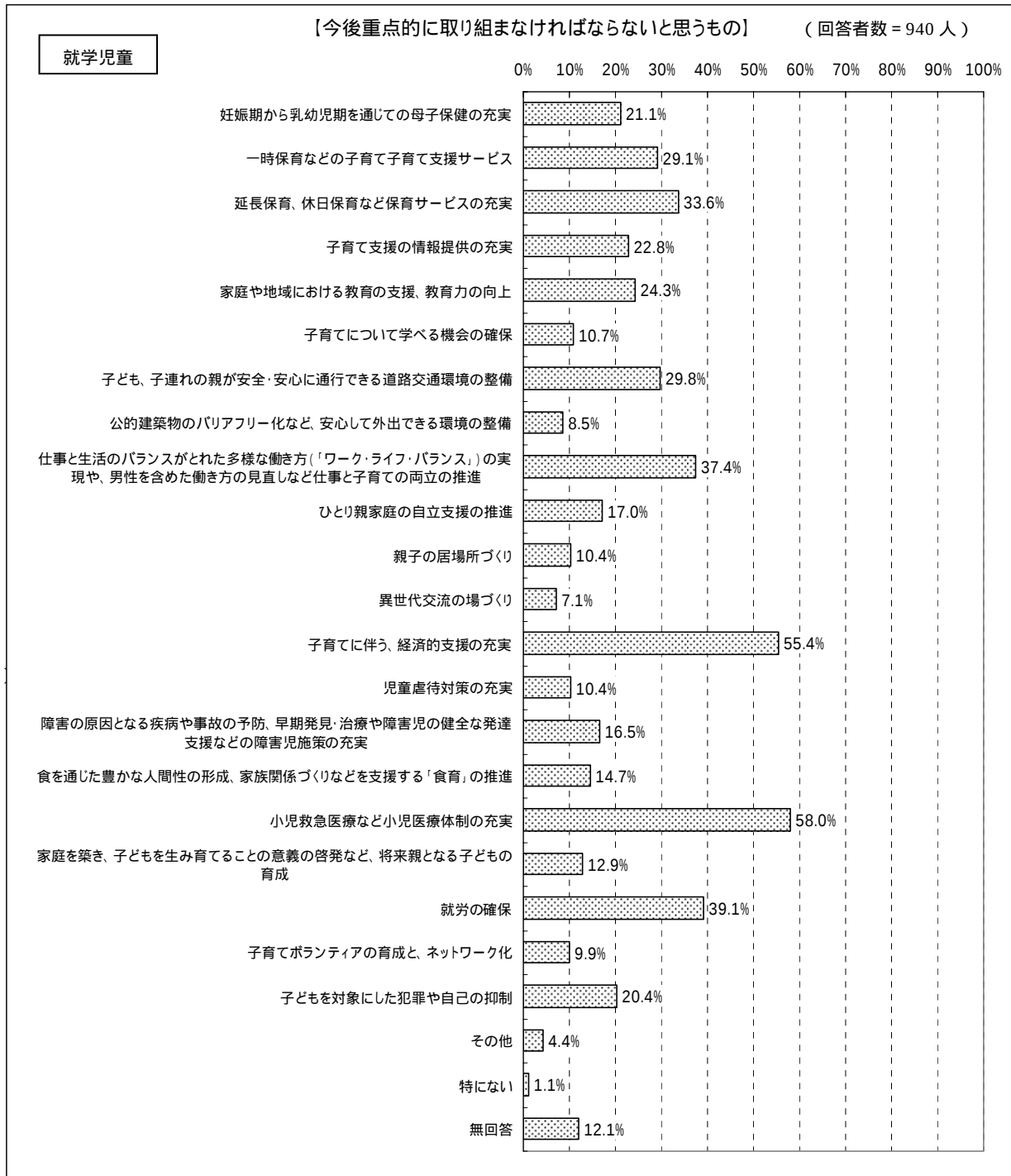
子育てを「楽しいと感じることの方が多い」と回答した方の回答と類似する結果ですが、「仕事と家庭生活の両立」や「保育サービスの充実」などがより上位となっています。



今後重点的に取り組まなければならないと思うもの

今後重点的に取り組まなければならないと思うものとして、「小児救急医療など小児医療体制の充実」(就学前児童 67.2%、就学児童 58.0%)及び「子育てに伴う、経済的支援の充実」(同 63.9%、就学児童 55.4%)は特に高く、ともに半数を超えています。その他「就労の確保」や「仕事と生活のバランスがとれた多様な働き方(「ワーク・ライフ・バランス」)の実現や、男性を含めた働き方の見直しなど仕事と子育ての両立の推進」、「延長保育、休日保育など保育サービスの充実」などに対する意見が高い結果となっています。





第 3 章 計画策定の基本的な考え方

1 計画の基本理念

すべての子どもたちが健やかに元気に成長できるよう、家庭や地域、学校、保育所・幼稚園などが、子どもたちが何を求めているのか、子どもたちにとって何が必要であるのかを考え、子どもたちの権利が尊重される新しい子育て支援社会を構築していけるよう、3つの基本理念を設けています。

**1．将来を担う子どもたちが明るく
健やかに成長できる環境づくり
を目指します。**

**2．子どもが欲しいと希望する人が
安心して子どもを産み育てること
ができる環境づくりを目指し
ます。**

**3．子どもを育てている人が子育ての
喜びを実感できる環境づくりを
目指します。**

2 基本的視点

国が「策定指針」の中で、この計画の策定に当たってあげている項目を踏まえ、以下の項目を「基本的な視点」として計画を策定しました。

(1) 子どもの視点

次世代育成支援対策の推進においては子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みが重要です。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めることが必要です。

(3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。次世代育成支援対策の推進においては、多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要です。

(4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働のもとに対策を進めていくことが必要です。

(5) 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして、少子化対策の観点からも重要です。そのため、幸手市や企業など関係者が連携し、創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図ることが必要です。

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

次世代育成支援対策においては、子育てに関する様々な地域活動団体や、自然環境、伝統文化など、地域の多様な社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

また、保育所や学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図ることも必要です。

(8) サービスの質の視点

次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要です。

(9) 地域特性の視点

人口構造や産業構造、更には社会資源の状況など地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、このような地域の特性を踏まえて主体的な取り組みを進めていくことが必要です。

3 基本目標

基本理念、基本的視点やアンケート調査結果等を踏まえ、本計画の基本目標として、以下の3つの目標を設定します。

基本目標1：子育てをまち全体で支える体制をつくる

すべての子育て家庭のために、多様なニーズにこたえる保育サービスや子育て支援サービスを提供していくほか、子育て情報の収集、提供、子育て支援団体の連携などネットワーク化を推進します。

また、ひとり親家庭等の自立支援、児童虐待の防止、さらには障がい児及びその家族への支援など、保護を必要とする子どもや家庭のための各種施策を推進します。

<基本施策>

- 1．地域における子育て支援
- 2．要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

基本目標2：安心して子どもを産み育てられるまちをつくる

良好、良質な住宅等の居住環境の整備、安心して外出できる環境の整備など、子どもやその親を取り巻く生活環境を整備します。また、交通事故や犯罪等の危険から子どもを守るため、交通安全対策や防犯対策として、ハード面、ソフト面を含めて総合的な対策を推進します。

さらに、子どもが心身ともに健やかに成長し、豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、家庭や地域の教育力の向上を図り、子どもの健全育成を推進します。

男女雇用機会均等法の施行など、女性の社会進出が急速に進んでいる中で、仕事を持つ母親が増えており、こうした家庭を職場、さらには地域全体で支援していきます。

<基本施策>

- 1．子育てを支援する生活環境の整備、子ども等の安全の確保
- 2．子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 3．職業生活と家庭生活との両立の推進

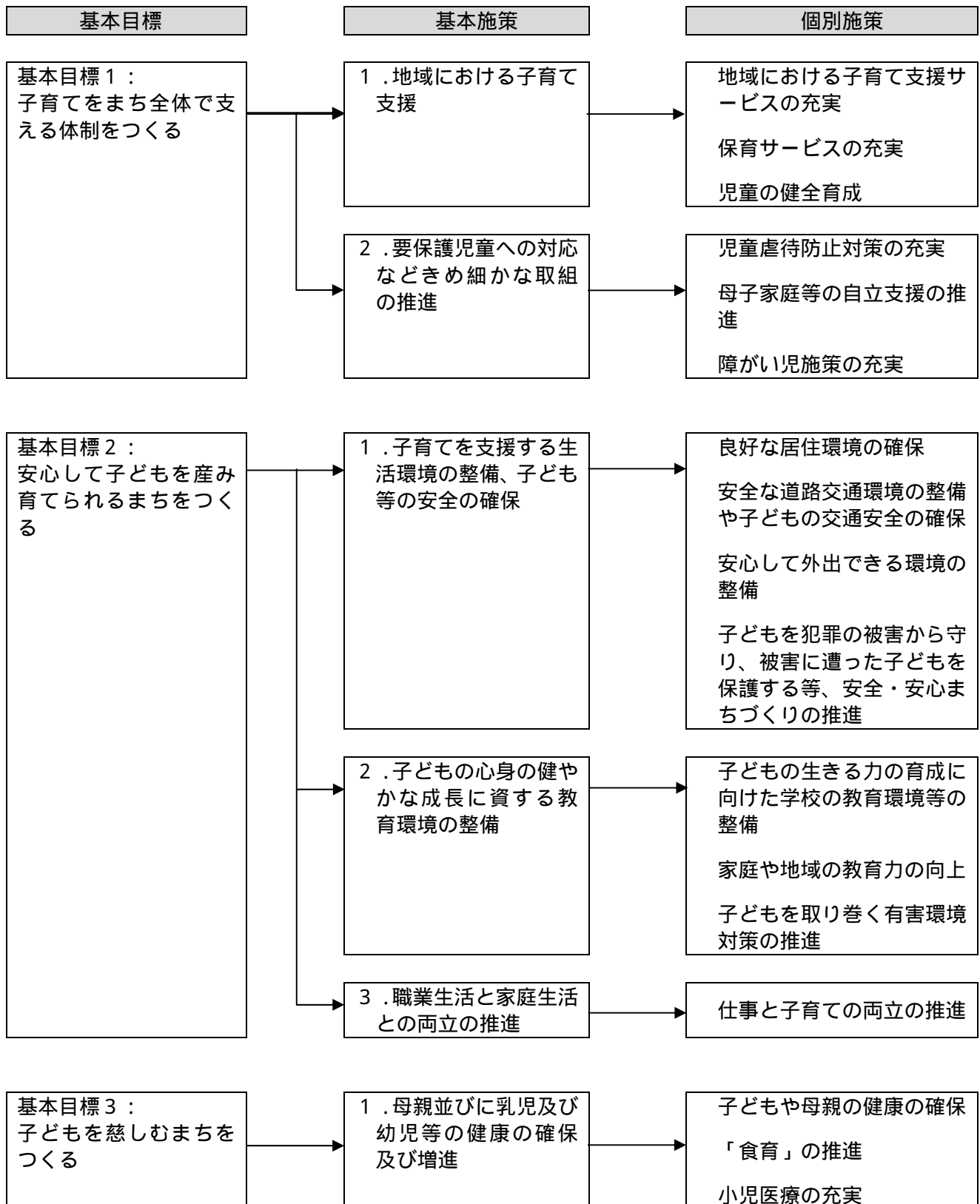
基本目標3：子どもを慈しむまちをつくる

安心して妊娠、出産できる環境を確保し、母親の心身の健康を保持するなど、すべての子どもたちがより健康的な生活を送るために、発育への支援や不慮の事故、疾病などへの的確な対応を図ります。

<基本施策>

- 1．母親並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

4 次世代育成支援行動計画 後期計画 施策体系図



第 4 章 施策の目標と方向性

前章の3つの基本目標を達成するために、施策の目標と方向性について検討します。

基本目標1 子育てをまち全体で支える体制をつくる

1 地域における子育て支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

<現状と課題>

都市化の進展や核家族化の進行等に伴って、隣近所とのかかわりが薄れてきていることから、子育てについて気軽に相談できる人や、日常的・緊急時に子どもを預けることが難しい人が少なくありません。

平成20年度に実施したニーズ調査において、緊急時に子どもを預けることができる人が「いない」と回答した方が約10%を占めています。また、子育てを「辛い」と感じている人は約5%と少数であるものの、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」は約3割となっています。

このため、地域において子育てに関する利用者のニーズに合った子育て支援サービスの充実を図るとともに、親同士の交流の場、養育に関する情報提供など市民同士の連携、地域における子育てを支援する仕組みづくりが重要です。

<施策の方向性>

これまで実施してきた、親子や親同士の交流機会の拡充を図るとともに、平成20年度にスタートしたファミリーサポートセンター事業の利用の拡大を図るなど、地域における子育て支援サービスの一層の充実に取り組みます。

<主な事業>

- | | |
|-------------------|----------------|
| ・ファミリーサポートセンター事業 | ・児童館事業（支援拠点事業） |
| ・児童館事業（児童の健全育成事業） | ・ようちえんで遊ぼう事業 |
| ・幸手おもちゃの病院 | ・子育て支援拠点事業 |
| ・子育てサークル育成事業 | ・子育て支援協働事業 |
| ・子育て支援情報提供事業 | ・保育所世代間交流事業 |
| ・子育てサロンの実施 | ・親参加型行事の推進 |
| ・保育所開放事業 | |

(2) 保育サービスの充実

<現状と課題>

本市では、これまで通常保育のほか、延長保育、一時保育、障がい児保育など、多様なニーズに対応した保育事業を実施してきましたが、より多様な保育サービスへのニーズが高まりつつあります。また、これまではほとんどなかった保育所の待機児童が生じていることや、母親の就労意向の高さなどから、保育サービスに対する需要が高まっていくものと考えられます。

今後とも、多様化していく親の生活環境に対応して、子どもたちが安心して生活できるよう、また、親たちが安心して働くことができるよう、多様な保育サービスを提供していく必要があります。

ニーズ調査の結果では、夫婦ともにフルタイムで就労している世帯は、未就学児で12.6%。就学児童で20.2%となっています。これに母親の1年以内の就労意向を踏まえると、未就学児で18.9%。就学児童で30.9%、さらに1年以上先の就労意向を加えると、未就学児で24.0%。就学児童で30.9%と、夫婦ともフルタイムでの就労意向が高くなっています。

<施策の方向性>

保護者の多様な生活形態や就労意向の高まり等を踏まえて、保育サービスの充実を図ります。特に、多様な就労ニーズに応えるため、新たに特定保育を実施するほか、通常保育及び延長保育の受け入れ拡充を図ります。

<主な事業>

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ・ 通常保育事業 | ・ 延長保育事業 |
| ・ 低年齢児保育促進事業 | ・ 一時保育事業 |
| ・ 特定保育事業【新規】 | ・ 障がい児保育 |
| ・ 広域保育事業 | ・ 保育所施設整備事業 |
| ・ 放課後児童健全育成事業(学童保育事業) | ・ 特別支援学校放課後児童対策事業 |
| ・ 保育ネット情報事業 | |



(3) 児童の健全育成

<現状と課題>

児童数の減少により、遊びを通じての仲間意識の形成や児童の社会性の発達に影響を及ぼしており、地域の中で自由に遊び、安全に過ごす場の整備が必要です。また、いじめや非行、不登校などの問題行動については、県や学校等の関係機関と地域の連携を強化するなど適切な対応が必要です。

ニーズ調査において、子育てをする中で有効な支援・対策として、未就学児では「地域における子どもの活動拠点の充実」が30.5%、就学児童においても22.6%となっています。また、子育ての辛さを解消するために必要なこととしての「地域における子どもの活動拠点の充実」は未就学児で23.1%、就学児童で14.5%となっています。

地域社会の中で子ども同士のふれあいを通して豊かな情操を養うとともに、子どもの非行防止の観点も含めて、自由に遊び、安全に過ごすことのできる「子どもの居場所づくり」が求められます。

<施策の方向性>

児童の健全育成に関する各種事業を継続実施するとともに、事業内容の充実及び周知を図り、参加者等の増加など、より適正な実施に努めます。

また、「子どもの居場所づくり事業」として、将来的には市内全小学校での放課後子ども教室の開設をめざします。

<主な事業>

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| ・ 保育所開放事業（再掲） | ・ 保育所世代間交流事業（再掲） |
| ・ 子どもの居場所づくり事業 | ・ 青少年健全育成啓発活動事業 |
| ・ 子ども会活動等支援事業 | ・ 就学援助費の支給 |
| ・ 児童手当の支給 | ・ 児童扶養手当の支給 |
| ・ 簡易児童遊園整備事業 | ・ 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）（再掲） |
| ・ 特別支援学校放課後児童対策事業（再掲） | ・ 青少年問題協議会 |
| ・ 学校体育施設開放事業 | ・ 伝統文化芸術伝承事業 |
| ・ 子ども会議実施事業 | ・ 子どもセンター事業 |
| ・ 児童館事業（児童の健全育成事業）（再掲） | ・ 私立幼稚園保育料軽減事業 |
| ・ 私立幼稚園就園奨励事業 | ・ 私立幼稚園振興補助事業 |
| ・ ようちえんで遊ぼう事業（再掲） | ・ 子育て支援拠点事業（再掲） |

2 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

<現状と課題>

児童虐待は、時として尊い命が奪われる危険性を伴い、子どもの人権を侵害し、その心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えていると言われています。児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担感、家庭の経済状態、地域における家庭の孤立化や子育て機能の低下などが複雑に関与しています。

児童虐待は決して特殊なことではなく、誰もがその危険性と隣り合わせにいると考えられます。

本市においては、児童に関する全般的な窓口として家庭児童相談室を設置し、虐待の予防や多様な相談に応じるとともに、関係機関との連携により幸手市要保護児童対策地域協議会を組織し、早期発見・早期対応等に取り組んできました。

児童を取り巻く環境は年々多様化しており、相談員のスキルアップなど、より充実した対応が求められています。

<施策の方向性>

複雑化する相談内容に対応できる相談員の育成に努めるとともに、児童虐待の予防から早期発見・早期対応、保護など総合的な支援を図れるよう、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を中心に各関係機関等との連携を一層強化することにより、地域全体が一体となって児童虐待防止に努めています。

<主な事業>

- | | |
|------------|------------------|
| ・ 児童虐待相談事業 | ・ 要保護児童対策地域協議会事業 |
| ・ 家庭児童相談事業 | |

(2) 母子家庭等の自立支援の推進

<現状と課題>

現在、離婚等により母子家庭などのひとり親家庭が増加しており、ニーズ調査によると、ひとり親家庭は就学前児童で5.5%、小学校児童では12.1%となっています。これらの家庭は、経済的、精神的に負担が大きく、社会的にも不安定な状況に置かれています。

本市では、「ひとり親家庭等医療費支給事業」や「児童扶養手当の支給」により経済的な支援を行うほか、「母子家庭等の自立支援給付事業」により、指定教育講座受講費用の一部を支援しています。しかしながら経済情勢が厳しい近年では、教育講座による資格やスキルではあまり優位とならない状況が見受けられ、対応の充実が求められます。

< 施策の方向性 >

「ひとり親家庭等医療費支給事業」等を継続実施するとともに、「母子家庭等の自立支援給付事業」にあっては、看護師や介護福祉士等の資格取得を容易にする高等技能訓練促進費事業に取り組みます。

< 主な事業 >

- ・母子家庭等の自立支援給付事業【一部新規】・ひとり親家庭等医療費支給事業
- ・児童扶養手当の支給（再掲）

（３）障がい児施策の充実**< 現状と課題 >**

障がいのある人もない人もともに社会生活を営むというノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある子どもへの支援を実施することが求められています。

現在、障害者自立支援法に基づく各種サービスのほか、療育事業、障がい児保育、スクールサポート事業などを実施し、保護者に対する育児相談や、子どもの保育園や幼稚園、小学校等生活を支援しています。今後、子どもの発達段階にあわせて、学習障害、注意欠陥／多動性障害、高機能自閉症等、個々の障がい児のニーズに応じてきめ細やかな対応が望まれます。

< 施策の方向性 >

障がいのある子どもの健全な発達の支援と身近な地域での安心した生活を実現するため、個々の障がいの状況やニーズに応じて、自立支援法に基づく各種サービス等の充実を図るとともに、多様な障がいの状況に応じた相談・支援を行えるよう、関係機関との連携を図りながら専門知識の習得など、支援体制の充実に努めます。

< 主な事業 >

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ・療育事業 | ・障がい児保育（再掲） |
| ・特別支援教育の推進 | ・幼稚園の障害児受入体制の整備・充実 |
| ・私立幼稚園心身障害児就園運営費補助事業 | ・指定障害福祉サービス |
| ・日中一時支援事業 | ・移動支援事業 |
| ・日常生活用具給付等事業 | ・自動車等燃料費助成事業 |
| ・福祉タクシー利用助成事業 | ・スクールサポート事業 |
| ・特別支援学校放課後児童対策事業（再掲） | |

基本目標2 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる

1 子育てを支援する生活環境の整備、子ども等の安全の確保

(1) 良好な居住環境の確保

<現状と課題>

子どもを育てていく上で、居住環境は重要な要素のひとつであり、子育て家庭における良質な住宅・住環境の確保に伴う支援策が求められます。

ニーズ調査において、子育てをする中で有効な支援・対策として、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が未就学児では54.2%、就学児童においても51.6%と共に最も高く、また、子育ての辛さを解消するために必要なこととしても、未就学児が47.3%、就学児童では34.5%と最も高くなっています。

<施策の方向性>

子育てを担う若い世代を中心に、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取り組みを推進していくとともに、道路や水路、河川等の環境整備に力を入れていきます。

<主な事業>

- | | |
|----------------|---------------|
| ・シックハウス対策の徹底 | ・計画的まちづくり推進事業 |
| ・公園維持管理事業 | ・環境美化運動事業 |
| ・道路・水路のサポーター事業 | |

(2) 安全な道路交通環境の整備や子どもの交通安全の確保

<現状と課題>

子どもや妊産婦、幼児連れの親などが安心して外出できるよう、道路交通環境の安全確保が必要です。

これまでも「交通安全教室」など、関係機関との連携により啓発活動を行い、子ども等の交通事故防止に取り組んできました。今後とも、警察、学校、地域などの関係者が互いに連携し、総合的な交通事故の防止に向けた取り組みを充実していくことが求められます。

< 施策の方向性 >

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通ルールや交通マナーの啓発など、総合的な交通事故防止対策を推進していきます。

< 主な事業 >

- | | |
|------------------|------------|
| ・ 子どもの交通事故防止対策事業 | ・ 交通安全教室事業 |
|------------------|------------|

(3) 安心して外出できる環境の整備**< 現状と課題 >**

公共施設等の整備にあたっては、段差の解消やすべての市民が利用しやすいユニバーサル・デザインの考え方による安心して子育てができるまちづくり等が必要です。

現在、市役所庁舎はスロープ設置による段差の解消や、ベビーチェア及びベビーシートを設置し、小さい子どもを持つ家庭の利用に備えてきましたが、さらなる対応が必要となっています。

< 施策の方向性 >

市役所庁舎の施設から順次対応していきます。

< 主な事業 >

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| ・ 公共施設（市役所庁舎）の施設整備 | ・ チャイルドシート交換事業【新規】 |
| ・ パパ・ママ応援ショップ優待カードの利用促進 | ・ 三人乗り自転車レンタル事業【新規】 |

(4) 子どもを犯罪の被害から守り、被害に遭った子どもを保護する等、安全・安心まちづくりの推進**< 現状と課題 >**

子どもや子ども連れの親などを犯罪から未然に防ぐため、防犯灯の設置など犯罪防止に配慮したまちづくりが求められています。

ニーズ調査において、子育てをする中で有効な支援・対策として、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が未就学児では 38.1%、就学児童でも 45.2%と共に上位にあげられています。また、子育ての辛さを解消するために必要なこととしても、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」は、未就学児で 24.2%、就学児童で 25.5%と上位となっています。

子どもを犯罪等から守るため、学校、家庭、地域が協力し、子どもの安全を確保するとともに、被害等に遭ってしまった子どもの心のケアなどが望まれています。

< 施策の方向性 >

子どもや親等が交通事故や犯罪等の被害に遭わない安全・安心なまちづくりを進めるため、防犯体制の充実を図るとともに、「防犯ブザーの配布」や「こども110番の家」の周知、市民への「普通救命講座開催」など事故や犯罪に強いまちづくりを積極的に推進していきます。

< 主な事業 >

- ・ 小学校新入学児への防犯ブザーの配布
- ・ こども110番の家等推進事業
- ・ 普通救命講習開催事業

2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

< 現状と課題 >

次代の担い手である子どもは、活気にあふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう個性豊かに生きる力を伸ばしていくことが必要です。

幼稚園や小学校などでは、子どもたちに学力をつけさせるだけでなく、子どもたちの心や体の成長を助ける場でもあります。さらに、社会道徳や情報化、国際化、総合的な学習、不登校児童への対応など様々な時代のニーズへの対応が求められています。

< 施策の方向性 >

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、教職員の適正な配置を図るとともに、地域の協力を得て、多様な学習機会の創出に取り組みます。

< 主な事業 >

- ・ スクールサポート事業（再掲）
- ・ 英語指導助手の活用
- ・ 心すこやか支援室設置事業
- ・ 広島平和祈念式典参加事業
- ・ 学校評議員制度事業
- ・ 幼稚園・保育所・小学校連絡協議
- ・ 青少年海外交流事業
- ・ 道徳教育の充実
- ・ スポーツ少年団支援事業
- ・ 学校図書館協力員配置事業
- ・ 地域交流推進事業

(2) 家庭や地域の教育力の向上

<現状と課題>

子どもの人格を形成する最初の間である家庭は、子どもたちが生活していくための知識や技術、社会の規範を学ぶ重要な場です。さらに、子どもたちを取り巻く地域社会も、子どもたちの成長に大きな影響を及ぼしています。

しかしながら、核家族化や地域的なつながりの希薄化は、家庭や地域における教育力の低下となって現れています。地域における子育てサービスや子育て情報の提供、子育て相談等の充実を図るなど、家庭や地域における教育力の向上を図ることが求められています。

<施策の方向性>

子どもの成長に大きな影響を与える家庭(親等)や地域において、子育てや家庭生活、地域環境のあり方を学び、子どもたちを家庭や地域社会全体で育てるために、学校や家庭、地域社会が連携し、家庭と地域における教育力を総合的に高めていきます。

<主な事業>

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| ・親参加型行事の推進(再掲) | ・親の学習事業(すこやか子育て講座) |
| ・親の学習事業(子が親になるための学習) | ・家庭教育学級事業 |
| ・入学準備金貸付事業 | ・職場体験の充実(社会体験フェスティバル推進事業) |
| ・少年消防クラブの組織化事業 | |

(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

<現状と課題>

青少年が心身ともに健やかに成長するためには、青少年のために好ましい環境を整えることが大切です。しかし、一般書店やマスメディア、インターネット等における性や暴力に関する有害情報の子どもに対する悪影響が懸念されています。子どもたちにとって有害となる図書等の調査や有害となる施設への立ち入りの制限など地域ボランティア等と連携した取り組みが必要です。

<施策の方向性>

関係機関・団体やボランティア等の地域住民と連携・協力して、関係業界に対する環境浄化への働きかけや見回り等の活動を行っていきます。

< 主な事業 >

- ・ 非行防止キャンペーン活動
- ・ 非行防止パトロール
- ・ 青少年健全育成事業（再掲）

3 職業生活と家庭生活との両立の推進

（１）仕事と子育ての両立の推進

< 現状と課題 >

子どもを持つ母親の就労意向は極めて高く、ニーズ調査によると、現在就労していない母親の7～8割は就労意向を持っている結果となっています。

しかしながら、仕事と子育てを両立させることは大変であり、ニーズ調査において、希望として「仕事を優先」したいのは未就学児で4.3%、就学児童で6.7%にとどまるのに対し、現実として「仕事を優先」せざるを得ないのが未就学児で22.8%、就学児童で35.1%にも上っています。

子育て中の男女が職業生活と家庭生活を両立できるように、保育サービスの一層の充実を図るとともに、雇用環境の整備や男女共同参画社会の実現を推進することが求められています。

< 施策の方向性 >

保育所定員の拡大や延長保育の充実等を図るとともに、ファミリーサポートセンター事業の一層の利用促進を図るなど、保育サービスの充実により働く親を支援します。

また、職場や事業主に対して、子育て中でも安心して働ける職場環境をつくるよう、仕事と子育てのための意識啓発活動を行うとともに、父親に対する育児参加を推進していきます。

< 主な事業 >

- ・ ファミリーサポートセンター事業（再掲）
- ・ 放課後児童健全育成事業(学童保育事業)(再掲)
- ・ 特別支援学校放課後児童対策事業（再掲）
- ・ 通常保育事業（再掲）
- ・ 延長保育事業（再掲）
- ・ 低年齢児保育促進事業（再掲）
- ・ 一時保育事業（再掲）
- ・ 特定保育【新規】（再掲）
- ・ 障がい児保育（再掲）
- ・ 広域保育事業（再掲）
- ・ 男女共同参画意識啓発事業
- ・ 両親学級（パパママ教室）の開催

基本目標3 子どもを慈しむまちをつくる

1 母親並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

<現状と課題>

核家族化や都市化の進展に伴い、子育てに不安を感じる親も増え育児支援の要望も増加しています。このため、健康診査などの場が福祉施策を含めた育児支援につながるような、一貫した支援体制が望まれています。

ニーズ調査において、子育てをする中で有効な支援・対策として「母親・乳児の健康に対する安心」が未就学児で16.1%、就学児童で14.2%となっています。また、子育ての辛さを解消するために必要なこととしても「母親・乳児の健康に対する安心」は、未就学児で11.0%、就学児童で13.6%となっています。

本市では、これまで、乳幼児健診事業や妊婦一般健康診査、乳幼児発達相談などにより、母子の健康確保と疾病等の早期発見・発達支援等を行い、また、健康相談事業等により出産や育児等の不安の解消を図るなど、子どもと母親の健康確保に努めてきましたが、近年、育児等に関する不安や相談は増加傾向にあり、健診・相談等の体制の充実化が求められます。

<施策の方向性>

妊娠期、出産期は、母親にとって新たな命を育む大切な時期であり、また、新生児から乳幼児期は、子どもの人格形成において重要な時期です。この期間をとおして母子の健康を確保するとともに、十分な健康や育児の知識を得るための機会を提供します。

また、親の育児不安やストレスの解消を図るために、親子のかかわり方を学ぶ場や情報交換の機会や内容を充実します。

<主な事業>

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| ・母子健康手帳の交付 | ・乳幼児健診事業 |
| ・妊婦一般健康診査 | ・妊産婦健康相談 |
| ・2歳児健康相談と歯みがき指導 | ・2歳半からの歯科健診とフッ素塗布 |
| ・予防接種事業 | ・乳幼児発達相談事業 |
| ・ハイリスク妊婦訪問事業 | ・心理相談事業 |
| ・健康相談事業 | ・子育てパートナー事業
(乳児家庭全戸訪問事業) |
| ・訪問指導(養育支援訪問事業) | ・要保護児童対策地域協議会事業(再掲) |
| ・母親学級の開催 | ・おはなし会 |
| ・ブックスタート事業 | ・子ども医療費支給事業 |
| ・紙おむつ用ごみ袋支給事業 | |

(2)「食育」の推進

<現状と課題>

朝食欠食など食習慣の乱れや思春期やせが、子どもの心とからだの健康に大きく関係しており、発達段階における正しい食事の取り方や食習慣の定着、食を通じた家族関係づくりと心身の健全育成を図ることが求められています。

<施策の方向性>

乳幼児期からの正しい食事の取り方や望ましい食習慣の定着を図るため、「離乳食講習会の開催」や「地産地消事業」など、食に関する学習の機会の場や情報の提供に取り組めます。

<主な事業>

・ 離乳食講習会の開催

・ 地産地消事業

(3)小児医療の充実

<現状と課題>

子どもが健やかに生まれ、育つためには、子どもが緊急時に安心して医療機関にかかることができる体制が整っていることが重要であり、小児医療体制の一層の充実が求められます。

ニーズ調査によると、子どものかかりつけ医が「いる」のは約85%であり、「いない」との回答は約13%となっています。「いない」理由としては、「地域の医療機関(病院・医院・診療所)を知らない」(18.2%：未就学児)や、「地域の医療サービスに不安がある」(12.1%：未就学児、15.6%：就学児童)、「利用したい医療機関(病院・医院・診療所)が地域にない」(9.1%：未就学児、10.5%：就学児童)などとなっています。

<施策の方向性>

小児医療体制の充実を重要な子育てサービスの一つとしてとらえ、夜間救急医療、休日医療など、小児医療体制の充実に取り組めます。

<主な事業>

・ 小児二次救急医療対策事業
・ 小児救急電話相談事業

・ 小児休日診療事業

第 5 章 個別施策の展開

前章の行動計画における「施策目標と方向性」に基づき、個別施策を展開していきます。その施策によって、次世代育成支援行動計画を着実に進めていきます。なお、「就」などの記号の意味は次のとおりです。

(**未就**：就学前児童対象 **小**：小学生対象 **中**：中学生対象)

基本目標 1 子育てをまち全体で支える体制をつくる

1 地域における子育て支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

事業名	内 容	担 当 課
ファミリーサポートセンター事業 未就小	子育てを援助したい方と子育ての援助を受けたい方の相互援助活動の連絡及び調整を行うもので、会員の増加に努めます。	子育て支援課
児童館事業(支援拠点事業) 未就	就学前児童と保護者を対象に、児童館において「ハッピーサークル」,「みんなでワン・ツー・スリー」,「ハッピーバースデー」,「わくわく広場(移動児童館)」,「親子 DE チャレンジ」,「児童館へ行こう」の各事業を実施します。	子育て支援課
児童館事業(児童の健全育成事業) 小	小学生を対象に、児童館においてミニクッキング、母の日及び父の日プレゼント作り、マジックショー、冬のお楽しみ会などを行う「児童館へ行こう」事業を実施します。	子育て支援課
ようちえんで遊ぼう事業 未就	平成 21 年度より開始した事業で、未就園児と保護者を対象に、幼稚園で遊びながら、子ども同士、保護者同士の交流を図ります。	学校教育課
幸手おもちゃの病院	子どもや親におもちゃの大切さを知ってもらうために、おもちゃの修理、ドクターのボランティア育成を行います。	子育て支援課
子育て支援拠点事業	市民の子育てを支援するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行います。	子育て支援課
子育てサークル育成事業	子どもや親の仲間づくりを促進するために、子育て中の親子でつくるサークルの支援、育成、交流を図ります。	子育て支援課
子育て支援協働事業	市内で子育て支援を行うサークルと協働することにより、ネットワークの拡大、人材の育成を図ります。	子育て支援課
子育て支援情報提供事業	子育てに役立つ情報を収集し、リーフレットの作成やホームページへの掲載による情報提供を行います。	子育て支援課

事業名	内容	担当課
保育所世代間交流事業 未就	地域の中で、世代の異なる、小学生、中学生、高校生、お年寄りなど、多くの人とふれあうことにより、児童の豊かな心を育むとともに、交流を図ることにより保育所と地域の連携を図ります。	子育て支援課
子育てサロンの実施 未就	0歳から就学前児童とその児童の保護者を対象に手遊びや歌などをおして、子育ての悩みや困っていることなどの相談を、主任児童委員を中心に協力をいただき実施します。	社会福祉課
親参加型行事の推進	保育所への理解を深めるとともに、保育所を家庭での子育てを学習する場として提供するため、保護者が保育所に来所し、日常の保育に参加したり、保育の様子を参観する機会を設けます。	子育て支援課
保育所開放事業 未就	少子化、核家族化、近隣の交流の希薄などの変化の中で、保育所庭の開放や季節の行事への参加、情報の提供、子育て相談などの開放事業により、地域の人々との交流を深め、子育ての不安を取り除き、保育所を十分理解してもらうなど、子育て支援の場として保育所の開放を行います。	子育て支援課



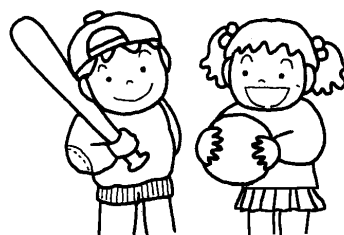
(2) 保育サービスの充実

事業名	内容	担当課
通常保育事業 未就	保護者の労働又は疾病等条例で定める事由により、保護者から入所申請があった場合、家庭で保育できない児童を市内の認可保育所で保育します。	子育て支援課
延長保育事業 未就	保護者の就労形態の多様化に対応するため、11 時間を超えて保育を実施します。	子育て支援課
低年齢児保育促進事業 未就	就労と子育て支援の両立を図るために、低年齢児の受け入れ体制を整備します。	子育て支援課
一時保育事業 未就	女性の就労形態の多様化や保護者の傷病等により児童の面倒をみられない時、その児童を一時的に保育します。	子育て支援課
特定保育事業 【新規】 未就	保護者の就労形態の多様化に伴う子どもの保育需用の変化に対応するため、週2、3日程度又は午前か午後に必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを提供します。	子育て支援課
障がい児保育 未就	障がいのある子どもについて、保護者の労働または疾病により家庭において児童を保育できない場合に、保護者の代わりに保育を行います。	子育て支援課
広域保育事業 未就	保護者の仕事と子育ての両立を推進するため、保護者の勤務地がある市町村での保育所の入所、または幸手市に転入前の保育所への継続した入所を行うため、管外保育所への入所委託を実施します。	子育て支援課
保育所施設整備事業 未就	老朽化した保育施設の整備を行います。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業（学童保育事業） 小	小学校に通学している児童で、就労等により家に帰宅後、保育者がいない児童を保育することにより、児童の健全育成を図ります。	子育て支援課
特別支援学校放課後児童対策事業 小	特別支援学校等に通学している児童のうち、保護者の就労等により、帰宅後保育者がいない児童を保育している放課後児童クラブに対し、補助金を交付します。	子育て支援課
保育ネット情報事業 小	市のホームページを通じて、保育所の入所案内等の詳細を掲載し、利用者の利便性を図ります。	子育て支援課

(3) 児童の健全育成

事業名	内 容	担 当 課
保育所開放事業 (再掲) 未就	少子化、核家族化、近隣の交流の希薄などの変化の中で、保育所庭の開放や季節の行事への参加、情報の提供、子育て相談などの開放事業により、地域の人々との交流を深め、子育ての不安を取り除き、保育所を十分理解してもらうなど、子育て支援の場として保育所の開放を行います。	子育て支援課
保育所世代間交流事業(再掲) 未就	地域の中で、世代の異なる、小学生、中学生、高校生、お年寄りなど、多くの人とふれあうことにより、児童の豊かな心を育むとともに、交流を図ることにより保育所と地域の連携を図ります。	子育て支援課
子どもの居場所づくり事業 小	放課後子ども教室の開設により、地域で子どもを育てる環境を整備し、子どもの体験活動の促進に向けた事業を行います。	生涯学習課
青少年健全育成啓発活動事業	青少年育成推進員(県民会議による委嘱。16名)活動の一貫として、「育成推進員だより」の配布など各種啓発活動を実施します。	生涯学習課
子ども会活動等支援事業 未就小	子どもを対象に事業を実施している社会教育団体の活動を支援するため、補助金を交付します。	生涯学習課
就学援助費の支給 小中	経済的理由により、就学困難な義務教育児童生徒の保護者に対し、援助を行います。	学校教育課
児童手当の支給 小中	児童手当法に基づき、3歳未満児童は一人10,000円、3歳以上小学校修了前児童は、第1子、第2子は一人5,000円、第3子以降は一人10,000円を支給します。(所得制限有)	子育て支援課
児童扶養手当の支給	児童扶養手当法に基づき、18歳に到達して最初の3月31日(年度末)までの間にある者を養育する母や父母以外の養育者に対して手当を支給します。	子育て支援課
簡易児童遊園整備事業 未就小	身近な遊び場の確保を図るため、市内の簡易児童遊園の管理・修繕を行います。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業(学童保育事業)(再掲) 小	小学校に通学している児童で、就労等により家に帰宅後、保育者がいない児童を保育することにより、児童の健全育成を図ります。	子育て支援課
特別支援学校放課後児童対策事業(再掲) 小	特別支援学校等に通学している児童のうち、保護者の就労等により、帰宅後保育者がいない児童を保育している放課後児童クラブに対し、補助金を交付します。	子育て支援課
青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策につき必要な重要事項の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整を行います。	生涯学習課

事業名	内容	担当課
学校体育施設開放事業	広く市民の体力づくりと、スポーツレクリエーションの普及奨励を目的に、市内の小・中学校の体育施設（校庭・体育館等）を、学校教育に支障のない範囲で地域住民に開放します。	市民スポーツ課
伝統文化芸術伝承事業	幸手市文化団体連合会所属団体等に事業を委託し、子どもたちに、市の伝統文化や自然、歴史などの文化芸術に直接触れ、体験する機会をつくります。	生涯学習課
子ども会議実施事業	子どもたちのまちづくりへの関心を深めるとともに、意見等を今後の市政運営に反映させるため、市内の小学生からまちづくりに関する意見・要望等を聴取する子ども会議を毎年1回開催します。	秘書室
子どもセンター事業	夏休みと冬休みに、子どもセンター主催事業を実施します。また、情報誌「わくわく幸手っ子プチ」を作成、配布します。	生涯学習課
児童館事業（児童の健全育成事業）（再掲） 小	小学生を対象に、児童館においてミニクッキング、母の日及び父の日プレゼント作り、マジックショー、冬のお楽しみ会などを行う「児童館へ行こう」事業を実施します。	子育て支援課
私立幼稚園保育料軽減事業 未就	市内の私立幼稚園に、当該年度の10月1日現在在園する3歳児、4歳児、5歳児の保護者で、市内に在住する方に補助金を交付します。	学校教育課
私立幼稚園就園奨励事業 未就	幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、所得状況に応じて保育料等を援助します。	学校教育課
私立幼稚園振興補助事業 未就	私立幼稚園の振興を図るため、市内の私立幼稚園の運営に必要な経費を予算の範囲内で補助します。	学校教育課
ようちえんで遊ぼう事業(再掲) 未就	平成21年度より開始した事業で、未就園児と保護者を対象に、幼稚園で遊びながら、子ども同士、保護者同士の交流を図ります。	学校教育課
子育て支援拠点事業(再掲)	市民の子育てを支援するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行います。	子育て支援課



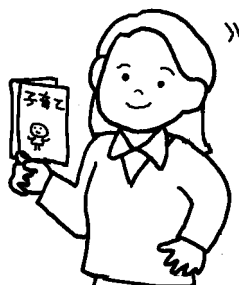
2 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

事業名	内 容	担 当 課
児童虐待相談事業	児童虐待通報の受付、対応、その他相談業務を実施します。	子育て支援課
要保護児童対策地域協議会事業	要保護児童対策地域協議会の代表者会議(年1回)、実務者会議(月1回)、個別ケース検討会議(随時)を開催し、要保護児童の早期発見と、適切な支援を行います。	子育て支援課
家庭児童相談事業	児童に関する全般的な相談窓口として、家庭児童相談室を設置して、家庭児童相談員が相談に応じます。	子育て支援課

(2) 母子家庭等の自立支援の推進

事業名	内 容	担 当 課
母子家庭等の自立支援給付事業 (自立支援教育訓練給付金事業)	母子家庭の母の経済的な自立を支援するため、指定教育講座を受講した場合に費用の20%を支給します。	子育て支援課
母子家庭等の自立支援給付事業 (母子家庭高等技能訓練促進費事業)【新規】	母子家庭の母が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、就業期間の最後の1/3に相当する期間「高等技能訓練促進費」を月額10万3千円(12か月を上限)支給します。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費支給事業	市条例により、18歳に到達して最初の3月31日(年度末)までの間にある者を養育する母や父母以外の養育者に対して、医療費一部負担金について支給します。	子育て支援課
児童扶養手当の支給(再掲)	児童扶養手当法に基づき、18歳に到達して最初の3月31日(年度末)までの間にある者を養育する母や父母以外の養育者に対して手当を支給します。	子育て支援課



(3) 障害児施策の充実

事業名	内容	担当課
療育事業（母と子の幼児学級） 未就	乳幼児健診等で発達の遅れや、育児環境に心配のみられる小学校入学前の子どもとその親に、集団での療育的指導を行います。	子育て支援課
療育事業（ことばの教室） 未就	乳幼児健診等で言葉の発達に遅れがみられる小学校就学前の子どもに、継続的個別指導を行います。	子育て支援課
障がい児保育（再掲） 未就	障がいのある子どもについて、保護者の労働または疾病により家庭において児童を保育できない場合に、保護者の代わりに保育を行います。	子育て支援課
特別支援教育の推進 小中	小・中学校の保護者が希望した場合の特別支援学級等での受け入れについて、市就学支援委員会や校内就学相談を充実して取り組みます。	学校教育課
幼稚園の障害児受入体制の整備・充実 未就	施設の整備や職員の確保を行い、幼稚園に障害児を受け入れます。	学校教育課
私立幼稚園心身障害児就園運営費補助事業 未就	市内私立幼稚園において、心身障害児を受け入れた場合、一人当たり月額20,000円を補助し、障害児の入園を促進します。	子育て支援課
指定障害福祉サービス	居宅介護・行動援護：自宅において、入浴、排せつ、食事、外出時の移動支援などの介護を行います。 短期入所：自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所することにより、施設において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 児童デイサービス：障がい児に、施設への通所により、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。	社会福祉課
日中一時支援事業	家族が急を要することなどの理由により、介護することができない時、日中における活動の場を確保し、一時的な見守りなどの支援を行います。	社会福祉課
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うもので、地域における自立生活と社会参加を促進します。	社会福祉課
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。	社会福祉課

事業名	内 容	担 当 課
自動車等燃料費 助成事業	対象者が生業等に使用し、又は対象者と同一住所の方が障がい者のために通院等に使用する自動車（障害者が運転する原動機付自転車を含む）の燃料費の一部を助成します。	社会福祉課
福祉タクシー利 用助成事業	対象者が福祉タクシー（埼玉県タクシー協会加盟のタクシー）を利用する場合、その初乗運賃額を補助します。	社会福祉課
スクールサポー ト事業 小中	教育支援員を配置し、障害のある児童・生徒及び指導困難な学級を有する学校の児童・生徒の安全を確保するとともに学習の充実等を図ります。	学校教育課
特別支援学校放 課後児童対策事 業(再掲) 小	特別支援学校等に通学している児童のうち、保護者の就労等により、帰宅後保育者がいない児童を保育している放課後児童クラブに対し、補助金を交付します。	子育て支援課



評価指標：基本目標1 子育てをまち全体で支える体制をつくる

施策	評 価 指 標						
	事業実施の目標指標				施策実施の目標指標		
	事業名	指標	実績値	目標値	指標	実績値	目標値
1-1 地域における子育て支援サービスの充実							
	ファミリーサポートセンター事業	相互会員数	100人	300人	ファミリーサポートセンターの認知度:アンケート	未就学 40.6%	80%
	児童館事業(ハッピーバースデー)	実施回数 参加者数	未実施	6回 180人		小学生 34.0%	80%
	児童館事業(わくわく広場:移動児童館)	実施回数 参加者数	1回 66人	2回 120人			
	ようちえんで遊ぼう事業	実施回数 参加者数	18回 880人	18回 880人	児童館の認知度:アンケート	未就学 87.4%	90%
	子育て支援拠点事業	実施施設数	1箇所	3箇所	子育てサロンの認知度:アンケート	未就学 58.7%	70%
	子育てサークル育成事業	登録数	8グループ	10グループ			
	子育て支援情報提供事業	発行回数 発行部数	1回 1,000部	1回 1,000部			
1-2 保育サービスの充実							
	通常保育事業	保育所数 定員数	4箇所 360人	4箇所 360人	保育所待機児童数	7人	0人
	延長保育事業	実施箇所数 利用者数	3箇所 210人	4箇所 240人			
	一時保育事業	実施箇所数	3箇所	3箇所			
	特定保育事業	実施箇所数	未実施	1箇所			
	放課後児童健全育成事業(学童保育事業)	箇所数 登録児童数	5箇所 270人	7箇所 370人			
1-3 児童の健全育成							
	保育所開放事業	実施数	3保育所	3保育所	幼稚園等の園庭等の開放の認知度:アンケート	未就学 72.4%	90%
	保育所世代間交流事業	実施数	3保育所	3保育所		未就学 19.3%	50%
	子どもの居場所づくり事業	放課後子ども教室数	1校	10校			
	子ども会活動等支援事業	交付団体数	5団体	5団体	放課後子ども教室の認知度:アンケート	小学生 33.0%	70%
	保育所開放事業	交付箇所数	1箇所	1箇所			
	私立幼稚園振興補助事業	対象幼稚園数	6園	6園			
2-1 児童虐待防止対策の充実							
	要保護児童対策地域協議会事業	実務者会議 実施回数	12回	12回			
2-2 母子家庭等の自立支援の推進							
	自立支援教育訓練給付金事業	支給者数	1人	2人			
	母子家庭高等技能訓練促進費事業	支給者数	未実施	2人			

基本目標2 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる

1 子育てを支援する生活環境の整備、子ども等の安全の確保

(1) 良好な居住環境の確保

事業名	内容	担当課
シックハウス対策の徹底	建築確認時にシックハウス対策を指導徹底します。	建築指導課
計画的まちづくり推進事業	用途地域等の規制誘導によるまちづくりの推進を図ります。	都市整備・駅周辺開発課
公園維持管理事業	市民に憩いの場所を提供するため、市内にある公園の維持管理を行います。	都市整備・駅周辺開発課
環境美化運動事業	市内の道路や公園を清掃する「クリーン幸手市民運動」や、江戸川堤防を清掃する「江戸川クリーン大作戦」を通して、子どもを含めた全市民に環境美化活動を働きかけます。	環境課
道路・水路のサポーター事業	市で管理する道路並びに市街化区域内の水路、準用河川において、市民団体等が自主的に清掃美化活動等を行う、美しい街づくりを促進します。	道路河川課

(2) 安全な道路交通環境の整備や子どもの交通安全の確保

事業名	内容	担当課
子どもの交通事故防止対策事業 小	新入学児童に交通安全通学帽子及びランドセルカバーを配布し、交通事故防止を図ります。	くらし安全課
交通安全教室事業 未就小中	保育所、幼稚園、小・中学校等での交通安全教室を開催し、交通安全ルールとマナー及び正しい自転車の乗り方について、指導を行います。	くらし安全課



(3) 安心して外出できる環境の整備

事業名	内 容	担 当 課
公共施設（市役所庁舎）の施設整備事業	市役所等公共施設利用者のためのトイレにベビーシートとベビーチェアを設置します。	財政課
チャイルドシート交換事業	不要になったチャイルドシートを有効活用するため、譲りたい方の情報を募集し、譲って欲しい方に提供します。	子育て支援課
パパ・ママ応援ショップ優待カードの利用促進	子育てを応援する協賛店に提示すると割引などのサービスが受けられるもので、中学3年生までの子どもまたは妊娠中の人がいる家庭に配布されます。	子育て支援課 産業振興課
三人乗り自転車レンタル事業 【新規】 未就	満1歳以上6歳未満の乳幼児を2人以上養育する保護者を対象に、三人乗り自転車（電動アシスト付）を1年間貸し出します。	子育て支援課

(4) 子どもを犯罪の被害から守り、被害に遭った子どもを保護する等、安全・安心まちづくりの推進

事業名	内 容	担 当 課
小学校新入学児への防犯ブザーの配布 小	子どもたちを犯罪や危険から守るため、小学校の新入学児童に携帯用防犯ブザーを配布します。	学校教育課
こども110番の家等推進事業 小中	市内各小学校PTA組織が中心となり、学区内で協力していただける家に「こども110番の家」をお願いし、子供の安心・安全に地域ぐるみで取り組む体制整備を整えます。	学校教育課
普通救命講習開催事業	災害時や急病発症時に適切な救急処置を行えるよう、市民に対して普通救命講習会を開催します。	消防課

2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

事業名	内 容	担 当 課
スクールサポート事業(再掲) 小中	教育支援員を配置し、障害のある児童・生徒及び指導困難な学級を有する学校の児童・生徒の安全を確保するとともに学習の充実等を図ります。	学校教育課

事業名	内 容	担 当 課
青少年海外交流事業 中高	次代を担う国際感覚を身につけた青少年リーダーを育成するため、ドイツ・フブングシュタット市の青少年と 2 年ごとに受入・派遣をする事業を実施します。	市民スポーツ課
英語指導助手の活用 小中	小学校に導入される外国語活動を充実させ英語に慣れ親しませるため、また、中学校における英語教育を充実させるために英語指導助手を派遣します。	学校教育課
道德教育の充実 小中	地域の協力を得ながら、学校における道德教育の充実、家庭・地域社会における挨拶運動を進めます。	学校教育課
心すこやか支援室設置事業 小中	不登校児童・生徒への支援及び学校不適応児童・生徒へ学校復帰のための学習支援等、様々なニーズに応じた幅広い対応のための相談・指導・支援を実施します。	学校教育課
スポーツ少年団支援事業	スポーツをとおして青少年の健全育成を目的として活動している団体活動に対して支援・協力を行います。	市民スポーツ課
広島平和祈念式典参加事業 中	中学生 3 年生への平和に関する作文の募集や広島平和祈念式典への参加により、平和の尊さ、大切さを学習します。	人権推進課
学校図書館協力員配置事業 小中	児童・生徒の読書活動の推進及び学校図書館の図書管理のため、各校に 1 名ずつ学校図書館協力員を配置します。	学校教育課
学校評議員制度事業 小中	地域や社会に開かれた学校づくりを推進し、学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開することを目的に、各学校長の推薦をもとに教育委員会が学校評議員を委嘱します。	学校教育課
地域交流推進事業 小中	各小・中学校において、各教科及び総合的な学習の時間等で地域の人材を活用し、地域との交流を推進します。	学校教育課
幼稚園・保育所・小学校連絡協議 未就	幼稚園・保育所の教育から義務教育である小学校への入学に向けて、関係機関の連携を図り、保護者の子育て、教育に対する不安の解消を図ります。	学校教育課

(2) 家庭や地域の教育力の向上

事業名	内 容	担 当 課
親参加型行事の推進（再掲）	保育所への理解を深めるとともに、保育所を家庭での子育てを学習する場として提供するため、保護者が保育所に来所し、日常の保育に参加したり、保育の様子を参観する機会を設けます。	子育て支援課
親の学習事業（すこやか子育て講座）	親が親として育ち、力をつけるための学習機会を提供することにより、家庭の教育力の向上を図ることを目的とした、学習会・教室等を開催します。	生涯学習課

事業名	内容	担当課
親の学習事業（子が親になるための学習）	中学生等を対象に、これから親になるための学習会を実施します。	生涯学習課
家庭教育学級事業	両親又は両親にかかわる年長者が、正しい家庭生活のあり方を探り、家庭で子どもの教育をする場合の心構え、子どもとの接し方、教育上の留意点等、家庭教育上起こりうる諸課題について学習する場を開設します。	生涯学習課
入学準備金貸付事業	高等学校、大学及び専修学校に入学を希望する方の保護者で入学準備金の調達が困難な方に対して、入学準備金の貸し付けを行い、等しく教育を受けられるよう配慮します。	学校教育課
職場体験の充実（社会体験チャレンジ推進事業） 中	中学校期における様々な職場での体験活動をとおして、「職業」や「仕事」に対する意識を啓発し、進路指導、キャリア教育の充実を図ります。	学校教育課
少年消防クラブの組織化事業 小	各小学校に消防クラブを設立し、幼児期における防火の啓発を行います。	消防課

（３）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	内容	担当課
非行防止キャンペーン活動	青少年育成推進員により「青少年の非行問題に取り組む特別強調月間」の期間中に、幸手駅前、杉戸高野代駅前において、リーフレット及び啓発品を配布し、青少年の非行防止を呼びかけます。	生涯学習課
非行防止パトロール	青少年育成推進員活動の一貫として、子どものたまり場と思われる場所や危険箇所のパトロールを定期的を実施し、問題行動の早期発見及び未然防止を図ります。	生涯学習課
青少年健全育成事業（再掲）	青少年育成推進員（県民会議による委嘱。16名）活動の一貫として、県育成条例に基づく有害図書等の販売・陳列について販売店等への啓発など各種啓発活動を実施します。	生涯学習課



3 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 仕事と子育ての両立の推進

事業名	内容	担当課
ファミリーサポートセンター事業(再掲) 未就小	子育てを援助したい方と子育ての援助を受けたい方の相互援助活動の連絡及び調整を行うもので、会員の増加に努めます。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業(学童保育事業)(再掲) 小	小学校に通学している児童で、就労等により家に帰宅後、保育者がいない児童を保育することにより、児童の健全育成を図ります。	子育て支援課
特別支援学校放課後児童対策事業(再掲) 小	特別支援学校等に通学している児童のうち、保護者の就労等により、帰宅後保育者がいない児童を保育している放課後児童クラブに対し、補助金を交付します。	子育て支援課
通常保育事業(再掲) 未就	保護者の労働又は疾病等条例で定める事由により、保護者から入所申請があった場合、家庭で保育できない児童を市内の認可保育所で保育します。	子育て支援課
延長保育事業(再掲) 未就	保護者の就労形態の多様化に対応するため、11 時間を超えて保育を実施します。	子育て支援課
低年齢児保育促進事業(再掲) 未就	就労と子育て支援の両立を図るために、低年齢児の受け入れ体制を整備します。	子育て支援課
一時保育事業(再掲) 未就	女性の就労形態の多様化や保護者の傷病等により児童の面倒をみられない時、その児童を一時的に保育します。	子育て支援課
特定保育事業 【新規】 (再掲) 就	保護者の就労形態の多様化に伴う子どもの保育需用の変化に対応するため、週2、3日程度又は午前か午後に必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを提供します。	子育て支援課
障がい児保育(再掲) 未就	障がいのある子どもについて、保護者の労働または疾病により家庭において児童を保育できない場合に、保護者の代わりに保育を行います。	子育て支援課
広域保育事業(再掲) 未就	保護者の仕事と子育ての両立を推進するため、保護者の勤務地がある市町村での保育所の入所、または幸手市に転入前の保育所への継続した入所を行うため、管外保育所への入所委託を実施します。	子育て支援課
男女共同参画意識啓発事業	家事、育児、介護等における性による役割分担を見直し、職業生活と家庭生活との両立を推進するための意識啓発として、共生セミナー(実施2回)、情報紙「モア」(年1回発行)を実施します。	人権推進課

事業名	内 容	担 当 課
両親学級（パパママ教室）の開催	両親が協力しながら子育てができるよう、双方の役割について理解し共有します。人形を使っの沐浴実習、妊娠シミュレーターを使っの妊婦体験、妊婦同士の交流等を行います。	健康増進課

評価指標：基本目標2 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる

施策	評 価 指 標						
	事業実施の目標指標				施策実施の目標指標		
	事業名	指標	実績値	目標値	指標	実績値	目標値
1-3 安心して外出できる環境の整備							
	パパ・ママ応援ショップ 優待カードの利用促進	—	—	—	パパ・ママ応援 ショップの認 知度:アンケート	未就学 75.6%	100%
	三人乗り自転車レン タル事業	年間貸し出 し台数	未実施	10 台		小学生 83.3%	100%
1-4 子どもを犯罪の被害から守り、被害に遭った子どもを保護する等、安全・安心まちづくりの推進							
	普通救命講習開催事 業	開催回数	4 回	24 回			
2-1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備							
	英語指導助手の活用	英 語 指 導 助 手人数	4 人	4 人			
	地域交流推進事業	各校の人材活 用延べ人数	10 人	10 人			
	幼稚園・保育所・小学 校連絡協議	協 議 会 開 催 回数	1 回	1 回			
2-2 家庭や地域の教育力の向上							
	親参加型行事の推進	実施保育所 数	4 箇所	4 箇所	家庭教育に関 する講座等の 認知度:アンケート	未就学 22.0%	50%
	すこやか子育て講座	開催数	10 回	10 回			
	子が親になるための 学習	事業数	3 回	3 回			
	家庭教育学級事業	学級数	18 学級	25 学級			
	少年消防クラブの組 織化事業	設置箇所数	2 箇所	7 箇所			
2-3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進							
	非行防止キャンペー ン活動	キャンペー ン実施回数	1 回	1 回	子どもの犯罪 件数		0 件
	非行防止パトロール	パトロール 実施回数	3 回	4 回			
3-1 仕事と子育ての両立の推進							
	男女共同参画意識啓 発事業	セミナー-実施回 数	2 回	2 回	父親の家事・ 育児に関する 満足度:アンケート	未就学 43.3%	60%
		情報紙発行 回数	1 回	1 回		小学生 38.3%	50%

基本目標3 子どもを慈しむまちをつくる

1 母親並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

事業名	内容	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠から出産・育児まで、一貫した健康状態を記録する手帳を交付します。	健康増進課
乳幼児健診事業 未就	4 か月児、10 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児を対象に健診を実施し、疾病・障害等の早期発見、発育発達の確認及び育児相談、育児支援等を行います。	健康増進課
妊婦一般健康診査	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、受診票等を使用し、妊婦健康診査に必要な経費を一部助成することにより、安心して妊娠・出産が出来る体制を確保します。	健康増進課
妊産婦健康相談	妊産婦の悩みや不安等に対して、保健師が面接や電話、訪問により相談に応じます。	健康増進課
2 歳児健康相談と 歯磨き指導未就	2 歳児を対象に、身体計測や育児相談、歯科衛生士による歯磨き指導を実施します。	健康増進課
2 歳半からの 歯科健診とフッ素 塗布未就	2 歳半から未就学児を対象に、歯科医による歯科健診とフッ素塗布を実施します。	健康増進課
予防接種事業 未就小	伝染の恐れがある疾病の発病及びまん延を予防するために、予防接種法に基づいて、定期の予防接種を行います。	健康増進課
乳幼児発達相談 事業未就	発育・発達面において経過観察を要する乳幼児と保護者に対して、医師による発育・発達の相談、診断、及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による発達を促す訓練指導を行います。	子育て支援課
ハイリスク妊婦 訪問事業	妊婦の不安を軽減し、健やかに妊娠・出産できるよう、ハイリスク妊産婦を保健師が家庭訪問します。	健康増進課
心理相談事業 未就	3 歳児健診時において、育児や発達に不安・心配がある者や心理相談が必要と思われる親子に対して、臨床心理士や家庭児童相談員が個別に相談にのり、安心して子育てができるよう支援します。	健康増進課
健康相談事業 未就小	育児や乳幼児の発育発達に関して心配・不安を感じている親を対象に、育児や発育全般の相談にのることで親子の健康増進を図ります。	健康増進課

事業名	内 容	担 当 課
子育てパートナー事業（乳児家庭全戸訪問事業） 未就	新生児・乳児を訪問して、異常の早期発見と養育者の育児不安の軽減を図ります。	健康増進課
訪問指導（養育支援訪問事業）	子育てパートナー事業、乳幼児健診等の事業や他機関から紹介され、継続した支援が必要な家庭に保健師が訪問し、発育・発達、養育に関する指導、助言等を行います。	健康増進課
要保護児童対策地域協議会事業（再掲）	要保護児童対策地域協議会の代表者会議（年1回）実務者会議（月1回）個別ケース検討会議（随時）を開催し、要保護児童の早期発見と、適切な支援を行います。	子育て支援課
母親学級の開催	妊婦が安心して妊娠・出産等ができるように妊娠・出産等に関する学習機会を提供するとともに、妊婦同士の仲間づくりの場を提供します。	健康増進課
おはなし会 未就小	毎月6～7回、ボランティア3団体による紙芝居、絵本等の読み聞かせを定期的の実施し、幼児・児童の読書意欲の向上を図ります。	生涯学習課
ブックスタート事業 未就	毎月開催される4か月健診時に、乳幼児向け絵本2冊、よだれかけ1枚、専用布袋等を配布し、乳幼児にも読み聞かせが有効であることをPRするとともに、乳幼児の名前で図書館利用券を作成し、絵本の読み聞かせを通して、親子のふれあいを深めることの大切さを伝えます。	生涯学習課
子ども医療費支給事業 未就小中	市条例により、通院分医療費については、小学校就学前児童、入院分医療費については、中学校卒業まで医療費の一部負担金を支給します。	子育て支援課
紙おむつ用ごみ袋支給事業 未就	市内で出生及び1歳未満の転入者の保護者に対して、紙おむつ用ごみ袋を50枚支給します。	子育て支援課

（２）「食育」の推進

事業名	内 容	担 当 課
離乳食講習会の開催 未就	4～11か月児を持つ親を対象に、離乳食についての講話と調理実習を行う教室を開催します。	健康増進課
地産地消事業 小中	「学校給食会」・「地産地消の会」をとおして、幸手市産米、野菜等を学校給食に活用します。	総務課

(3) 小児医療の充実

事業名	内容	担当課
小児二次救急医療対策事業	平日の夜間及び休・祝祭日の昼・夜間において、医療機関(東部地区の小児医療群輪番制)に、二次救急診療を委託して実施します。	健康増進課
小児休日診療事業	日曜・祝祭日の午前に小児科医による在宅当番診療を委託して実施します。	健康増進課
小児救急電話相談事業	県では、子どもの急病(発熱、下痢、嘔吐など)時の家庭での対処方法や受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じており、事業の周知に努めます。(埼玉県:電話番号= 8000)	健康増進課



評価指標：基本目標3 子どもを慈しむまちをつくる

施策	評価指標						
	事業実施の目標指標				施策実施の目標指標		
	事業名	指標	実績値	目標値	指標	実績値	目標値
1-1 子どもや母親の健康の確保							
	子育てパートナー事業(乳児家庭全戸訪問事業)	訪問件数	316件	350件	育児支援家庭訪問事業の認知度:アンケート	未就学 54.3%	80%
	乳幼児健診事業	実施回数	48回	48回	母親学級等の認知度:アンケート	未就学 85.0%	95%
1-2 「食育」の推進							
	離乳食講習会の開催	実施回数	6回	6回			
1-3 小児医療の充実							
	小児二次救急医療対策事業	稼働日数	295日	437日	小児救急電話相談事業の認知度:アンケート	未就学 47.6% 小学生 32.3%	70% 60%
	小児休日診療事業	委託日数	16日	16日	かかりつけ医のいる子どもの割合:アンケート	未就学 85.0% 小学生 86.2%	95% 95%

第 6 章 主要事業の目標量の設定

後期計画において、全国共通に、市区町村単位でニーズ量を把握し、目標事業量を設定する事業について、本市の対応を以下に整理します。

1 通常保育事業

(1) 事業の内容

保護者が労働又は病気等により、家庭において保育することができない乳幼児・児童を保護者に代わって保育所で保育する事業です。

(2) 現 状

入所申し込みについては、年度途中であっても随時受付を行い、入所措置をしています。これまで待機児童はほとんどなく、定員内で対応することが可能でしたが、本年度は年度当初に 7 名の待機児童がでています。

(3) 今後の対応

現状の保育所数(定員数)で対処できるものと考えております。今後については、待機児童を出さないよう適性な職員配置や施設整備等に努めます。

事 業 名	現 状 (平成 21 年度)	目 標 (平成 26 年度)
通常保育事業	定員 360 人	定員 360 人

2 特定保育事業

(1) 事業の内容

保護者の就労形態の多様化(パート等の増大等)に伴う子どもの保育需用の変化に対応するため、週 2、3 日程度又は午前か午後に必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを提供する事業です。

(2) 現 状

現在、本事業は実施しておらず、通常保育や一時保育の拡大等により対応しています。

(3) 今後の対応

多様な保育事業に対応するため、関係機関との協議を踏まえ、本事業の実施に向けた取り組みを行います。

事 業 名	現 状 (平成 21 年度)	目 標 (平成 26 年度)
特定保育事業	未実施	1 箇所

3 延長保育事業

(1) 事業の内容

通常の保育所開所時間を越えて保育ニーズにこたえるための事業です。

(2) 現 状

前期計画策定時における「平日 7:30～18:30」から 30 分間延長し、「平日 7:30～19:00」の延長保育を実施しており、約 210 名が利用しています。

なお、現在、公・私立保育所ともに朝、夕 1 時間 30 分の延長保育を実施しています。特に定員は設けておらず、保護者の就労等の状況に応じて、希望があれば受け入れています。

(3) 今後の対応

保護者の就労意向の高まりと就労形態の多様化により、延長保育の拡大も期待されており、受け入れ体制の拡充を図ります。

事業名	現 状（平成 21 年度）	目 標（平成 26 年度）
延長保育事業	3 箇所 利用者 210 人	4 箇所 利用者 240 人

4 夜間保育事業

(1) 事業の内容

夜間、保護者の就労等による保育ニーズへの対応を図るための事業です。

(2) 現 状

現在、本事業は実施しておりません。

(3) 今後の対応

ニーズ調査によると、午後 7 時以降の利用意向は少数で、かつ、最も遅い利用希望時間帯は午後 8 時という結果となっています。また、関係者へのヒアリング等からも、夜間帯のニーズを少ないものと考えられます。

このような状況から、延長保育の拡充により対応していくことが可能と判断されることから、当面、夜間保育事業は実施しない予定です。

5 トワイライトステイ事業

(1) 事業の内容

児童を養育している父子家庭等が、仕事等の事由によって帰宅が恒常的に夜間にわたるため、児童に対する生活指導や家事等で困難を生じている場合に、保護者に代わって保育する事業です。

(2) 現 状

現在、本事業は実施しておりません。

(3) 今後の対応

夜間保育と同様に、ニーズ調査や関係者ヒアリング等により、利用意向は少ないものと判断されることから、本事業は実施いたしません。

6 休日保育事業

(1) 事業の内容

日曜・祝祭日の保護者の就労等による保育ニーズの対応を図るための事業です。

(2) 現 状

現在、本事業は実施しておりません。

(3) 今後の対応

就労形態の多様化等を背景に、休日保育の利用意向は今後高まっていくことが予想されます。しかし、ニーズ調査において、休日保育の利用意向はまだ低い結果となっています。関係者へのヒアリング等結果をも考慮し、本事業は当面は実施しないこととし、休日保育に対するニーズに対しては、ファミリーサポートセンター事業等の活用により対応していきます。



7 病児・病後児保育事業

(1) 事業の内容

保育所等に通所している児童が病気又は回復期にあり、保護者が就労等により家庭で保育できない場合に一時的に保育所や病院等に付託された専用スペースにおいて保育する事業（病児・病後児対応型）です。また、保育所に通所する児童が、保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、保育所において緊急的な対応を図る病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）もあります。

(2) 現 状

現在、本事業は実施しておりません。

(3) 今後の対応

この事業を実施するためには、保育所に専用スペースが必要であり、現在の保育所では実施が難しい状況ですが、今後「体調不良児対応型」について検討していきます。

8 放課後児童健全育成事業

(1) 事業の内容

小学校に通う児童のうち、就労等により帰宅後、保護者のいない児童を保育することにより児童の健全育成を図る事業です。

(2) 現 状

現在、5 か所の放課後児童クラブで実施しており、約 270 人が利用している状況となっています。

(3) 今後の対応

保育サービスと同様に、保護者の就労意向の高まりや多様化を背景に、利用意向は高まっています。また、市街地内放課後児童クラブの大規模化への対策も課題となっています。このような状況を踏まえ、利用の拡大に努めます。

事 業 名	現 状（平成 21 年度）	目 標（平成 26 年度）
放課後児童健全育成事業	5 箇所 登録児童数 270 人	7 箇所 登録児童数 370 人

9 地域子育て支援拠点事業

(1) 事業の内容

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とするもので、ひろば型、センター型、児童館型の 3 タイプがあります。

(2) 現 状

平成 19 年度より、地域子育て支援拠点事業（ひろば型）を実施しており、「親子で遊び隊」や「子育てサークル育成」などに取り組んでいます。

(3) 今後の対応

引き続き、地域子育て支援拠点事業（ひろば型）を実施することとし、取り組み内容の充実化を図ります。

事業名	現 状（平成 21 年度）	目 標（平成 26 年度）
地域子育て支援拠点事業	1 箇所	3 箇所

10 一時預かり事業

(1) 事業の内容

保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育の必要性が生じたときに、児童を保育する事業です。

(2) 現 状

現在、公立保育所 3 箇所（定員 18 人）において一時保育を行っており、利用状況には余裕があります。

(3) 今後の対応

ニーズ調査において、一時的に子どもを預けた実績と、緊急時にも子ども預けることができない家庭状況を考慮し、平成 26 年度における利用日数を 1,000 日と設定します。現在の利用に余裕があることを踏まえ、現在の 3 箇所にて対応していきます。

事業名	現 状（平成 21 年度）	目 標（平成 26 年度）
一時預かり事業	3 箇所、利用日数 1,280 日(*) （定員 18 人）	3 箇所、利用日数 1,000 日 （定員 18 人）

*平成 20 年度実績

11 ショートステイ事業

(1) 事業の内容

児童を養育している家庭の保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が困難になった場合や母子が夫の暴力により、緊急・一時的に保護を必要とする場合等に、児童養護施設等で一時的に養育・保護する事業です。

(2) 現 状

本市では実施しておりませんが、児童相談所との連携をもとに、一時保護所等への委託により対応しています。

(3) 今後の対応

今後も児童相談所と連携を図り、乳児院や児童養護施設の委託により対応していきます。

12 ファミリーサポートセンター事業

(1) 事業の内容

子育ての援助を行いたい方と子育ての援助を受けたい方の相互援助活動の連絡及び調整を行う事業です。

(2) 現 状

平成 20 年度にスタートし、徐々に会員数も増加するなど、援助活動が軌道に乗りつつあります。

(3) 今後の対応

一時的な子どもの預かりなど、ファミリーサポートセンター事業に対する期待は少なくありません。より充実した相互援助活動を実施していくために、依頼会員、協力会員ともに増やしていくことが必要であり、現在の 1 箇所体制にて、取り組みの充実を図ります。

事業名	現 状 (平成 21 年度)	目 標 (平成 26 年度)
ファミリーサポート センター事業	1 箇所	1 箇所

第 7 章 計画の推進と点検体制

1 計画の推進体制

(1) 庁内における推進体制の充実

本計画の推進に当たっては、全庁的な体制のもとに「幸手市庁内ネットワーク会議」を組織し、各年度においてその実施状況を把握・点検しながらその後の対策を実施していきます。

また、幸手市児童福祉審議会において、本計画の進捗状況等について報告し、点検・評価を受けるとともに、その結果や内容を施策や事業の見直し等に反映させることとします。

(2) 住民参加による計画の推進

本計画を推進するうえでは、住民の理解と参加が不可欠です。

本計画の内容を、市のホームページや概要版の配布等により、広く住民に周知するとともに、計画の各年度の実施状況等に係る情報を、広報やホームページ等により掲示するなど、住民への、情報の提供を行うなど、住民の参加と協力が得られる体制の整備を図ります。

2 行政・住民・地域団体・企業等の役割分担

この計画は、行政はもちろんのこと、住民・地域団体・企業等それぞれが適切な役割を分担し、連携・協力しあいながら一体となって進めていくことをめざします。

(1) 行政の役割

行政（市）は、この計画の内容を広く住民に知らせるとともに、施策・事業の実施主体として全庁的な体制のもとで取り組むとともに、地域住民等活動を積極的に支援するなど、住民や企業、団体、国、県などと連携・協力しながら各事業を積極的に推進します。

また、必要に応じて、国や県に対して支援体制の充実や制度の見直しを働きかけていきます。

(2) 住民（個人・家庭）の役割

家庭環境や心身の障がいの有無などにかかわらず、すべての子どもが健全に成長できるよう、地域社会全体で、子育てを温かい目で見守るとともに、子ども同士や子どもと地域の人々との交流をとおして、地域の子育てを支援するように努めます。

家庭においては、子どもを一人の人格を持った人間として尊重して、しつけや教育などを行い、家族全員が協力して子育てに当たります。

(3) 地域団体

自治会、子ども会や児童育成団体などの地域団体は、地域社会における子育て支援の核として、子どもの見守りや各種育成活動を積極的に展開するように努めます。

また、子どもたち同士のふれあいや、高齢者など多世代との交流を行うなど、ともに学び、体験できる機会を提供していくとともに、ボランティア活動、NPO活動など、地域団体活動への参加の拡大に努めます。

(4) 地域企業等

民間企業などの各種法人・団体は、子どもが社会の活力の源であることを踏まえ、男女がともに子育ての喜びと働く喜びを同時に得ることができるよう、多様な働き方の提供など、仕事と子育ての両立に努めるとともに、福祉、教育、芸術、文化、スポーツ活動など地域社会への貢献活動の充実に努めます。

3 計画全体の評価指標

本計画全体の評価指標として以下の 3 項目を設定し、目標の達成に努めます。

評価項目	現 状 (平成 20 年度)	目 標 (平成 26 年度)	備 考
「楽しいと感じることの方が多く」と感じている保護者の割合	未就学児 = 61.0 % 就学児童 = 55.0 %	割合の上昇 割合の上昇	アンケート調査による
「子どもの数」の理想と現実が一致している保護者の割合	未就学児 = 42.9 % 就学児童 = 60.6 %	割合の上昇 割合の上昇	アンケート調査による
「仕事時間」と「家事等時間」の優先度合いで、理想と現実が一致している保護者の割合	未就学児 = 48.4 % 就学児童 = 42.9 %	割合の上昇 割合の上昇	アンケート調査による

資料編

1 幸手市次世代育成支援行動計画策定地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条の規定に基づき、幸手市次世代育成支援行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するため幸手市次世代育成支援行動計画策定地域協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の策定に関し、意見を述べ、必要な助言を行うこと。
- (2) その他行動計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次代の社会を担う子どもの育成に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、行動計画の策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、民生部社会児童課において処理する。

(補足)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、行動計画の策定の日によりその効力を失う。

2 幸手市次世代育成支援行動計画策定地域協議会委員名簿

No	組 織 等	氏 名	備 考
1	保育所保護者（第1保育所）	芦 葉 真 美	
2	幸手市子育てサークル（さくらんぼクラブ代表）	海老沼 真由美	
3	幸手市学童保育連絡協議会	川 崎 雅 子	
4	幸手市PTA連合会	後 藤 美代子	
5	幸手市民生委員・児童委員協議会	安 達 彰 彦	
6	幸手市主任児童委員部会	新 井 佐知江	
7	幸手市子育て支援ネットワーク	津 野 みどり	
8	幸手市内校長会（長倉小学校長）	小 川 良 雄	
9	てんじん保育園理事長	板 橋 幸 子	
10	幸手私立幼稚園協会（さくら幼稚園）	今 井 康 隆	
11	幸手市母子愛育会	小 室 美 保	
12	幸手市商工会	折 原 好 伸	
13	幸手市商工会青年部	佐 伯 昌 則	
14	越谷児童相談所	榎 本 淳 一	
15	埼玉北福祉保健総合センター	新 井 雅 彦	

幸手市 次世代育成支援行動計画 後期計画

発行日：平成 22 年 3 月

発 行：幸手市

編 集：幸手市健康福祉部子育て支援課

〒340-0152 幸手市天神島 1030-1

幸手市保健福祉総合センター（ウェルス幸手）

TEL：0480-42-8454

FAX：0480-42-2130
